

前期シュアート朝のディーン・フォレスト

— 製鉄利権貸出と共同権擁護 —

酒井重喜

要 約

17世紀イギリスのフォレストは、狩猟的価値のある「留保されるフォレスト」とその価値の低い「遠方のフォレスト」に分けられ、後者はフォレスト指定を解除して流動化と開発が進められた。ディーン・フォレストは遠方で狩猟価値が低いにもかかわらず、その豊かな地下資源の存在ゆえに指定解除をされなかった。地下資源は国王に所有権があるとされ、それを利用する製鉄所と燃料のための木材伐採権の貸出策がとられた。これは、王権を活用して窮乏する国王財政の改善をはかる財政封建制の一環であった。しかし、製鉄利権の貸出政策は、「森の住民」の採木権・放牧権さらに採掘権という慣習的共同権と衝突した。製鉄利権を貸出す王権と侵害される共同権の抗争の経過と「解決」、その破綻を概観する。

16世紀までのディーン・フォレストは、よくその植生を保っていた。それは、フォレスト法規制によるというよりも、国王の財政政策の触手が及んでいなかったことによる。フォレスト規制の弛緩によってディーンではシカやタカは消滅しつつあった。フォレスト指定解除によってフォレストの流動化・私有化を進め、国王収入の増収を図る財政政策が、ジェームズ一世によって始められチャールズ一世によって大規模に進められた。とりわけ狩猟的価値の低い「遠方のフォレスト」はフォレスト指定解除の対象となった。しかし、ディーンはロンドンから遠方でシカも消滅しつつあったにもかかわらず、例外的にフォレスト指定解除がなされなかった。狩猟的価値がなく遠方でもあるディーンが、フォレスト指定解除から除かれた理由は、その豊富な地下資源にあった。フォレストにおける地下資源は国王に領有権があるとされ、その活用による財政収入に期待がかけられた。ディーンにおける鉄鉱石は表層近くにあり採掘が比較的容易であった。しかも燃料としての木炭はフォレストの豊富な樹木のコピス（小枝・ひこばえ）から得られた。この二つを用いた製鉄業が17世紀に入って成長していった。それまでの「村の鍛冶屋 ore-smith」に代わって、国王は燃料を「大食」する溶鉱炉 (blast furnace)・鍛冶炉 (forge) を備えた製鉄所を作り、それを木材伐採権と合わせて貸し出す政策をとった。これ

はそれまで保たれていた原生的植生を荒廃させた。コピスを作る(若芽保護の)ための囲い込みは、従来の「森の住民」の採木権 (estover) [建築用材 (housebote)・燃料用材 (firebote)・荷車用材 (cartbote)・柵用材 (hedgebote)] や放牧権 [家畜 (牛) の放牧 (herbage)・ブタの放牧 (pannage)・家畜やブタの放牧 (common of pasture)] などの慣習的共同権を圧迫した。また、ディーン固有の共同権である「自由鉱夫 free miners」の鉄鉱石・石炭の採掘権を侵すものであった。国王の財政政策による製鉄利権貸出政策は、旧来の慣習的共同権の行使と衝突することになった。かくして 1628 年から 32 年の「西部の反乱」が惹起された。製鉄利権と共同権の対立の問題は、1640 年にフォレスト内の有力地主で製鉄業者でもあるジョン・ウィンターにディーン全体を貸し出すことによって、国王の手から私人に投げ出された。ディーン全体の貸出は、フォレスト指定解除と裏腹であり、しかもこの貸出は高額一時金と低額永代借地地代を対価とする単純封土権の授与であり「事実上の売却」(ハート)であった。ゆえに「狩猟」から「収入」への国王のフォレスト政策転換の極点をなすものであった。しかし、ウィンターへのこの「授与」は 42 年の内乱勃発によってわずか 18 カ月で破綻した。本稿は、他のフォレストに比して特異な性格を持つディーンに限定して、前期スチュアート朝のフォレスト政策の史的意義を、ハート (C. E. Hart) とシャープ (B. Sharp) の研究に依拠して明らかにするものである。¹⁾

一. ディーン・フォレストの特異性 -- 地下資源の財政的活用 --

1628 年から 32 年にかけて、西部諸州のフォレストで「西部の反乱」とされる騒擾が起こった。28 年初めにおけるギリンガム・フォレスト (ドーセットシャー)、28 年 3 月におけるブレイドン・フォレスト (ウィルトシャー)、31 年初めにおけるディーン・フォレスト (グロスターシャー)、31 年 6 月のフランプトン (グロスターシャー、セヴァーン川東岸) の 4 カ所で反乱

1) Hart, C. E., *Royal Forest A History of Dean's Woods as Producers of Timber* (1966) <以下, *Royal Forest* と略記>; idem, *The Commoners of Dean Forest* (1951) <以下, *Commoners* と略記>; idem, *The Free Miners of the Royal Forest of Dean* (1953); idem, *The Industrial History of Dean* (1971); idem, *The Verderers and Forest Laws of Dean* (1971). Sharp, B., *In Contempt of All Authority Rural Artisans and Riot in The West of England 1586-1660* (1980) <以下, *In Contempt of All Authority* と略記>; idem, 'Common Rights, Charities and the Disorderly Poor', Eley, G., & Hunt, W., (ed.), *Reviving the English Revolution* (1988). ディーンを含む 16・7 世紀のフォレストについて次を参照。武暢夫「イギリス革命期の御料林, 林野地域における農民運動 (1) (2)」『富大経済論集』17-3, 18-1 (1972); 篠塚信義「フォレスト, 王領, そして農村工業」世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』(1987 年), 所収。

が起こっている。²⁾ これらの反乱は、それぞれのフォレストにおける囲い込みが「森の住民」の共同権への侵害であることに対する反発であった。ただ、ギリンガムとブレイドンの場合は、それぞれ25年と28年にフォレスト指定解除がなされ、売却を含むフォレストの流動化が進められたことを契機としていた。³⁾ フランプトンの場合は、隣地スリムブリッジとともにセヴァーン川の流路変化によって新しくできた土地の囲い込みが共同権の侵害であるとする住民の反乱であった。いずれの場合も、囲い込みが、共同地の浸食、慣習的共同権の侵害であるとする住民の反発が起因となっていた。

ただ、反乱を起こした西部諸州のなかでディーン・フォレストには固有の特徴があった。同フォレストには、石炭と鉄鉱石などの豊かな地下資源が埋蔵されており、「森の住民」はその

2) 富岡次郎『イギリス農民一揆の研究』(1965年)、573頁。ギリンガムとブレイドンの各フォレストにおける反乱についてそれぞれ以下を参照。D. G. C. Allan, 'The Rising in the Royal Forest at Gillingham 1626-1630', *Eco. H. R.*, 2nd Ser., 5 (1952); F. M. Manley, 'The Disafforesting of Braden', *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine*, 45 (1932) 酒井重喜「前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大」『熊本学園大学経済論集』15-3・4 (2009), 245-6頁。スリムブリッジの「取込地」については同「前期スチュアート朝における王領地改革」『熊本学園大学経済論集』17-1・2 (2011), 118-9頁。

3) フォレストの地下資源に対する国王の所有権の根拠について筆者は不明である。フォレスト指定によって、フォレスト内の王有地はもちろん私有地や共同地は、「緑と肉」の保護のために種々の制約を受けた。「森の住民」はその対価として種々の共同権を享受した。国王の地下資源に対する所有権とこのフォレスト法とは直接的関連はないと思われる。またディーンの「自由鉱夫」の採掘権については、本文で述べるとおり、その起源に3つの異なった説があり、(シャープはその内国王による採掘奨励にあるとしているが) いずれもディーン固有のものであり、フォレスト法との関連はないように思われる。そうであるなら、フォレスト法を解除しても「自由鉱夫」の採掘権は存続することになる。ディーンに特徴的で他のフォレストでは見られないフォレスト内地下資源をめぐる王権と共同権の対立は、フォレスト法を前提とするものではなかったと思われる。しかし、フォレスト法に服することの対価である採木権と放牧権も慣習権として根付き、フォレスト指定解除後も存続して種々の「開発」に対する抵抗要因となっている。

フォレスト法を前提とする採木権・放牧権は、フォレスト法廃止後も生命力を持ち、国王を含む新しい土地所有者と衝突することになった。本稿の関心はあくまで前期スチュアート朝のフォレスト政策の財政史的意義であり、清教徒革命以降・産業革命期に森林地がいかなる経済史的意義を持っていたのかは視野の外にある。フォレスト指定解除後も続く「開発」に反発する共同権擁護の活動が、共同地に依存する「怠け者の農民」「拾い屋」の反発にすぎず、やがては共同権を喪失しその僅少な「補償」を「慈善」として受ける被救恤民に零落するしかなかったものの後ろ向きの活動であったのか、あるいは地主的ブルジョア化に対抗する農民的ブルジョア化の内実を持った積極的なものだったのかという重要な問題もひとまず視野の外におく。篠塚信義氏は、ディーンについて、1674年に王立製鉄所が永久閉鎖される結果となり、製鉄利権貸出による「『上からの』大規模な工業化の試みが結局は挫折するケース」としている。篠塚「フォレスト」469頁。また、富岡次郎氏は、ランカシャー、ロッセンドイルについて、「御料林制度が十四・十五世紀に解体し始めると、この地の村落共同体は・・・自治を獲得し、十六世紀末には、自治的村落共同体を確立した。・・・村落共同体の弱かった非荘園的王領森林地帯という特殊な後進地帯のなかから、イギリス農村毛織物工業が最も典型的に発展(した)」とし、共同体擁護に小ブルジョアの発展が見られるとしている。飯沼二郎・富岡次郎『資本主義成立の研究』(1960年)、237, 268頁。「森の住民」の共同権喪失後、「補償」から「慈善」への変化について次を参照。Sharp, 'Common Rights, Charities and the Disorderly Poor', pp. 129-132.

採掘権を慣習的権利として享受していた。⁴⁾「森の住民」は、一般に放牧権や採木権などの共同権を、「樹木とシカ」の保全の見返りとして慣習的に享受していた。これに加えて、ディーンでは、地下資源に対する採掘権を住民は享受していたのである。ジェームズ一世からチャールズ一世にかけて、国王政府はディーンの地下資源に対する王領権 (royal demesne rights) を主張し、住民の慣習的採掘権と種突するようになった。財政的必要に迫られた王権の主張と住民の共同権の主張の衝突が、フォレスト一般に見られる採木権や放牧権に加えて地下資源の採掘権についても見られたのである。

また、豊かな地下資源を基盤に鉱山業と製鉄業・冶金業が国王によって促進され、製鉄所とその燃料となる樹木の伐採権等の賃貸がすすめられた。その際、製鉄業者による燃料用樹木の乱伐や、燃料用樹木のためのコピス地の囲い込みも住民の共同権を脅かすものとして反発を受けた。さらに製鉄業や鉱山業は、少なからぬ雇用を生み出しディーンの住民に加えて外部から労働者を呼び込み、外部労働者がフォレスト内の新しい小屋住となり在来の小屋住と同様の共同権を行使して状況を複雑にした。

17世紀とりわけチャールズ一世期になってから、「遠方のフォレスト」について) フォレスト指定を解除して森林地を流動化 (農地への転換、木材伐採、林地売却・コピス地賃貸) する政策がとられたが、ディーンはロンドンから遠方であるにもかかわらず、「留保されるフォレスト」とされフォレスト指定が続けられた。指定解除が遅れたのは、その豊富な地下資源に財政的利用価値があったからで、フォレスト指定の解除をして私有化と流動化を進めることで、地下資源に対する王領権の喪失が懸念されたためである。ただ、フォレスト指定解除による私有化もフォレスト指定を残した地下資源の財政的活用も、ともにフォレスト住民の共同権を制限し侵害する作用を持つものであった。共同権と王権とのこの衝突は、1628-32年の「西部の反乱」以後も止むことはなく内乱期にもまたそれ以降にもくすぶり続けた。

二. 財政政策執行前のディーン・フォレスト

(1) 樹木保護と採木共同権

16世紀中葉まで、ディーン・フォレストには三つの支配的存在があった。⁵⁾ 第1は国王で、同地はフォレスト指定地として国王大権に服するものであった。第2は、治安官 (constable)

4) ディーン・フォレストにおける地下資源および製鉄所の分布について、酒井「チャールズ一世のフォレスト法復活とその示談」『熊本学園大学経済論集』7-3/4, 129-130頁の付図参照。

5) Hart, *Royal Forest*, p. 76.

と監理官 (warden) を兼務する初代ペンブルック伯ウィリアム・ハーバートで、同地の管理を請負って掌握していた。請負料 (farm) は、53 ポンド余であった。有力地主ウィリアム・ウィンターがペンブルックの代理を務めていた。第3は、同フォレストのセント・ブリアヴェルズ (St. Briavels) マナーの領主権から生ずる収益の徴収を 100 ポンドで請負っていたウィリアム・ギーズである。国王・治安官兼監理官・主要マナーの収益請負人の三者がディーン・フォレストの支配的存在であった。フォレストの構成員は、この他に、共同権を有する住民 (土地保有者や鉱夫や小屋住を含む) がおり、また国王から種々の特許を付与された特許権者がいた。

ディーンでは、豊富な鉄鉱石を用いる製鉄業が 16 世紀にも存在していた。しかし、それはいまだ「村の鍛冶屋」であって溶鉱炉をもつ製鉄所は普及していなかった。それでもエリザベス期の「木材法」は、製鉄業用木炭を作るためのオークやブナが伐採されるのを制限していた。⁶⁾ すなわち海と航行可能な河川から 14 マイル以内の有用材の伐採を禁じて、建築用・造船用に不可欠なオークやブナの保全を図っていた。

コピスやひこばえ (underwood) は木炭に最適のものであり、さらに樹木伐採後刈り取られた枝 (lop and top) は、家庭用・製鉄業用の燃料として需要は高かった。製鉄業者はコピスを購入するかコピス地を賃借してそれを確保した。一方で、1559 年の「木材法」は、コピス地にエーカー当たり 12 本の自然木を残すという自然木留保コピス制 (coppice-with-standards) をとることを定め、有用な (建築用・造船用) 木材の確保を図っている。これはコピスの生育を制約するもので製鉄業者には不都合なものであった。コピス地に残されたエーカー当たり 12 本の自然木を伐採し、代わりに若木を残すという行為を製鉄業者は慣行として行っていたが、同法はこれの抑止を図ったのである。建築用・造船用の有用木材と燃料・木炭用のコピス・ひこばえは背反的關係にあったのである。つづく 1567 年、74 年の「木材法」も同趣旨で、燃料用コピスの取得に制約を加えるものであった。しかし、その適用は航行可能な水域近辺に限られ、エリザベスの「木材法」のディーンへの影響は大きいものではなかった。

フォレスト組織は、本来「緑と肉」すなわち樹木とシカの保護を目的とするものであったが、エリザベスには狩猟の意思がなかった。ただ、王位の威光を保つものとしての意味は失われていなかった。加えて新たに、フォレストの財政的収入がそれまで種々の課金に限られ、その維持費を賄うだけの微々たるものであったのを、一般財源として格段に高める政策がとられるようになった。「狩猟」から「収入」へのフォレスト政策の転換である。そのためには、なによりも実態の掌握が必要であった。王有林査察総監ロジャー・タバナーを用いて実態調査が行わ

6) Statute of Woods, 1559, 1567, 1574. Hart, *ibid.*, pp. 76-7.

れた。タバナーは、木材販売よりもフォレスト法違反の摘発厳正化による科料収入の方が収益性が高いと見ていた。1565年の実態調査の結果は、イングランド全体でフォレストは53,000エーカーで、ディーン・フォレストはその1/5に当たる9,980エーカーというものであった。森林地面積単位が法定面積単位より大きいものであり、また調査では森林地のみで放牧地 (pasture)、囲い込み放牧地 (lawns)、樹木のない開放地 (plains)、荒蕪地が除かれていたから実際はその2~3倍の広さであったと思われる。⁷⁾

「狩獵」から「収入」への政策転換をディーン・フォレストにおいて実施し、増収を違法行為に対する科料の厳正徴収によるべきと考えていたタバナーにとって標的となったのは、セント・ブリアヴェルズから生ずる収益の請負人ギーズ家であった。ギーズ家は、樹木やひこばえや小枝の伐採や開拓を独断で認可するなど女王の森を毀損していた。ギーズ家はその過程で、「森の住民」の家畜放牧権やブタ放牧権や採木権の侵害もしていた。1575年にこの件で告訴され、ウィリアム・ギーズは1,350ポンドの科料が科せられた。ギーズ家の違反行為のように規模の大きいものは、法務長官が所管し財務府から科料が科せられた。⁸⁾

ギーズ家のような大きな違反行為のほかに小さな違反行為が多数摘発された。小規模違反については、下級フォレスト裁判であるアタッチメント裁判 (スピーチ裁判) によって科料賦課がなされた。⁹⁾ 同裁判は副治安官と3人の司法官によって行われ、6週間に1回開廷された。1566年から70年にかけて計29回、1601年から翌年にかけて4回もたれた。そこで告発された違反行為と科料は次のようであった。ナタガマによる伐採 (bill hewyng) に6ペンス、樹木損傷 (seam) に6ペンス、杭切断 (pro yardyng) に2ペンス、クリ (chestnut) 採取に2ペンス、オノ使用 (pro securi) に1シリング、埋め戻されていない立坑に2~4ペンス、ドングリ (acorn) 採取に2ペンス、これらに関わる助言 (pro consilio) について6ペンスなどが科せ

7) ハートは、ディーンの広さを24,000~28,000エーカーと見ている。酒井「フォレスト法復活」、注(51)。Hart, *Royal Forest*, pp. 78, 126-7. エーカーは2頭の牛による1日の耕作面積であった。後にそれが法定化され、法定1エーカーは4,840平方ヤードとされた。それはまた160平方ロッド (rod) であると法定化された。すなわち1法定ロッドは5.5ヤードとされたのである。しかし、地域の事情によってロッドの長さは5ヤードから8ヤードまで幅があり、平野部よりも森林地 (フォレスト) のロッドの方が長かった。1609年のノーサンプトンシャーの調査では、コピス地が6,690森林地エーカーありそれが8,705法定エーカーに当るとある。ここから計算すると、フォレストでは1ロッド=6.27ヤードとなり、面積は法定面積の約1.3倍となる。N. D. G. James, *An Historical Dictionary of Forestry and Woodland Terms* (1991), p. 2.

8) Hart, *Royal Forest*, p. 80.

9) Hart, *ibid.* p. 80, nn. 16, 18. スピーチ裁判は下級フォレスト裁判であるスワニモウト裁判のディーンでの呼称であり、実際にはアタッチメント裁判とも混交していた。Ibid., pp. 115-6; idem, *The Verderers and Forest Laws of Dean*, p. 34.

られた。さらに、不法な枝落とし・樹木伐採として、主枝 (principales rami, tower bowes) 切り落としに 3 シリング 4 ペンス、家畜が食べる緑枝の切り落としに 2 ペンス、それ以外の緑枝切り落としに 2 ペンス、オークの頭部伐採に 3 シリング 6 ペンス、オークとブナの主要樹の伐採に 20 ペンス、その他のオーク、ブナ、イチヨウの伐採とその販売に対して 1 件当たり 6 シリングから 20 シリングがかけられた。¹⁰⁾

ここで注意すべきは、「助言」に対しても 6 ペンスがかけられている事実である。「助言」は採木権行使に関するもので、「森の住民」は共同権としての採木権を行使するさい「助言」に基づいて一定料金を支払い受取証 (acknowledgment) を得ていた。共同権行使の料金と違反行為の科料とが分別しがたいものであった。アタッチメント裁判は、司法機関であるとともに自治的行政機関の両面を持っていたのである。

ペティット・デュターリス (Petit-Dutaillis) は、「フォレスト・システムの衰退が最も急速に進んだのは 16 世紀後半である」とし、ハートは、衰退はもっと早い時期であったとしている。¹¹⁾ フォレスト・システムの本旨はシカの保護であったが、ディーンはロンドンから遠方で王族の狩猟も行われておらず、その意味からも同システムは早くから弛緩していた。ただ、弛緩したのはフォレスト法の司法的機能で自治的行政機関としての機能は逆に増していた。エリザベス期にも、スワニモウトやアタッチメントのフォレスト裁判とフォレスト役人は存続し、「森の住民」はその共同権保持のために、フォレスト裁判に依存し、またフォレスト役人がその権利擁護のために財務府に働きかけてくれることを期待していた。ギーズ家への収益請負権を初めとする国王の特権授与が森林地略奪をもたらすという苦情や、ディーンで「他所者」が無断で樹木や枝を伐ったりブナなどを入れ込んでドングリなど食べさせているなどの苦情を旧来のフォレスト役人に訴えて救済を求めた。フォレスト・システムが衰微しながらも、これらの苦情を旧来のフォレスト役人が財務府裁判所に訴えた。

(2) ディーン・フォレストの木材需要

フォレスト法の本旨は、「シカの保護」とともに「樹木の保護」にあった。エリザベス治世に、燃料の不足に対する懸念が広まり、ロンドンでは海運炭に頼らなければならなくなるという不安があり、さらに軍艦用の木材の不足も対スペイン戦によってことさら危機が強調された。さきに見た「木材法」もこの観点から出されている。しかしハマーズリはこの「燃料と木材の

10) Hart, *Royal Forest*, p. 81.

11) Hart, *ibid.*, p. 83; C. Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History I and II* (1923), p. 244.

危機的不足」という認識を批判し、問題は乱伐による木材不足にあるのではなく、アクセスの困難さにあり、事実、ディーン・フォレストは豊かな木材の倉庫であり、伐採による減少よりも自然再生が上回っており、若木を囲い込みによって保護する慣行も行われていたとした。¹²⁾

ディーン・フォレストの樹木が販売されたのは、僅かにフォレスト内の鍛冶屋と鋳夫に対してだけであった。海軍用の木材は、造船所に近いサセックス、サリー、ケントの各州および上テムズ渓谷から調達され、遠方のディーンへの需要はなかった。スペイン・アルマダは、ディーンは木材の最大倉庫であり、英国海軍に致命的打撃を与えるためディーンを破壊せよとの命令を受けていたとの風評があったが、事実においてディーンの木材が海軍に用いられることはなかった。エリザベスは、総計 30 隻 (600 トン以上が 4 隻、他は 200~400 トン)、総トン数 15,000 トンの軍艦を有していた。おおよそ軍艦 1 トン当たり 1 ロードの木材が使われ、毎年 1,000 トンの軍艦の建造と修理分を含めて考えると、海軍は約 2,000 ロードの木材を毎年消費していたことになる。商船は毎年 15,000 ロードを消費していた。商船用木材は軍艦用より小振りであり、木材需要において軍艦建造よりも一般建設業者と競合した。1 ロードは 50 立方フィートで、1 本の平均的オークが少なくとも 1 ロードを産すると考えられていた。¹³⁾ したがって、海軍が消費すると考えられる 2,000 ロードは 2,000 本のオークを要することになる。16 世紀のディーン・フォレストは数万本のオークとブナを有しており、需要がこの程度であるなら輸送・アクセスの便があったとしても「木材枯渇の危機」はあり得ないことになる。

木材需要は、このほかにディーン特有の製鉄業からのものがあつた。ディーンに豊富な鉄鉱

12) G. Hammersley, 'The Crown Woods and their Exploitation in the 16th and 17th Centuries', *Bull. Inst. Hist. Res.* 30 (1957), pp. 155-6.

13) Hart, *Royal Forest*, p. 82, n. 30. 次のジェームズ期になって、1616 年に王有林査察総監ロバート・トレスウェルは船大工ピーター・マーシャルに指示して、「海軍用木材の倉庫」とされるディーンにおける船舶用木材の調査に当たらせ、そこには、船舶に適している良質の木材が他のいずれのフォレストよりも多く貯蔵されているが、その多くが製鉄所建設に用いられていることが明らかにされた。ハートは、ジェームズ期の船舶用木材の需要は少なく、そのための「木材の枯渇」という懸念は当面のことではなく将来的不安に過ぎなかったとしている。ハマーズリは、ジェームズ期に海軍用樹木の需要が年に多く見て 3,000 ロード、商船用の需要が年 15,000 ロードに過ぎず、イングランドとウェールズ全体で健全なオークが 100 万本あり、1 本のオークが 1 ロードの木材を産するとして、「木材の枯渇」を切迫したものとはしていない。しかし、国王政府には船舶用材についての懸念が広がっており、チャールズに改まってから、1631 年に次のような枢密院令 (injunction) が出されている。ディーンにおける船舶用材は不足しており、現在オックスフォードシャーのショットウヴァーとストウッドでしか得られない。よって「ワイ川の 3 マイル以内、セヴァーン川の 10 マイル以内の木材用樹木の伐採を禁ずる。」ただハートは、ディーンとりわけリー・ベイリ地域に限定すれば船舶材は入手可能で、33 年時点では王国の海運を支えるだけの船舶用材を有していたとしている。しかし、その後 1640 年にディーンがウィンターに一括貸与されたのは森林価値の劣化が一つの要因になっていたとされる。その間の製鉄業による樹木消尽がいかに大きかったかを窺わせる。Hammersley, 'The Crown Woods', p. 152; Hart, *Royal Forest*, p. 100. n. 68, p. 106, n. 116. 注 (85) 参照。

床があることは夙に知られており、鉄生産の期待は早くからあった。¹⁴⁾ それが顕著に発展し始めるのは17世紀に入ってからで、エリザベス期にはいまだ鍛冶屋ばかりで、木炭を大量消費する溶鉱炉はわずか二つしかなかった。いずれもフォレスト北西部にあり、一つはシュルーズバリ伯の、他は第2代エセックス伯の所有のもであった。「40日間の操業で半径1キロの森を食い尽くす」といわれる溶鉱炉は2基しかなかったため、16世紀のディーン製鉄業の木材需要は小さなものであった。¹⁵⁾

三．鉱夫の慣習的採掘権とフォレスト内貧民（小屋住）の増大

(1) 「自由鉱夫」の採掘権

ジェームズ一世即位後、ディーン・フォレストの治安官と監理官の官職は、初代ペンブルック伯ウィリアム・ハーバートからフォレスト内最大の地主エドワード・ウィンターに移り、その後1608年に第3代ペンブルック伯ウィリアム・ハーバートが引き継いでいる。ウィンターも次の第3代ペンブルック伯も森林保全に熱意がなく、森林保全には王有林査察総監ジョン・タバナー、1608年以降は同じく査察総監のロバート・トレスウェルとトーマス・モーガンが当たった。ただ、ウィンターは治安官兼監理官としてアタッチメント裁判（スピーチ裁判）を司法官とともに開廷し主宰していた。6週間に1度の裁判を開き、フォレスト法違反に対する科料賦課を行った。1604年から10年までに計100ポンド余の科料がかけられたが、前述の通り、これには共同権利用料も含まれていた。¹⁶⁾ フォレスト・システムが衰微していたとはいえ、監理官、司法官、保護官、樹木官などの古い官職はなお存続していてその維持費を要したが、フォレストにおける違反に対する科料や共同権利用料の収益は微々たるものであり、また木材販売が積極的に行われることもなかったため、国王がディーンから得る収入は僅かであった。しかし、ディーンの財政的活用策はこの後着々と進められ、それは製鉄業の革新を軸に展開された。

ディーン・フォレストの特徴は、石炭と鉄鉱石の地下資源が豊富であったことであり、製鉄業はローマ時代から最重要の中心地であった。しかし、17世紀初めまで、ディーンにおける製鉄業（溶解と鍛冶）は幾世紀ものあいだ改良もなく旧態依然たるものであった。他方、イン

14) 『大塚久雄著作集第5巻』（1969年）、127頁。

15) 遠山茂樹「アルピオンの森林史話」甚野尚志・堀越宏一編『中世ヨーロッパを生きる』（2004年）、所収、54頁。

16) Hart, *Royal Forest*, p. 86.

グランド東部のサセックス、サリー、ケント、ハンプシャーからなるウィールド地方は、後発であるにもかかわらず、木材を大量消費する溶鉱炉をいち早く用い製鉄業の面目を新たにしていた。先進のディーンが後進のウィールドに遅れをとった理由は、第1に、鉄鉱採掘と鉄鉱溶解が、「自由鉱夫」と「村の鍛冶屋」に委ねられていたことであり、第2は、ディーンを造船用木材オークの「倉庫」として保全する意思が強かったことである。旧来の鉄鉱鍛冶は木材消費量が少なく森林枯渇を心配させるものではなかったが、溶鉱炉を備えた製鉄所は樹木を「大食」するものであった。

ディーン・フォレストの豊かな石炭と鉄鉱石の鉱脈は地表近くにあり、採掘場はさしたる資本を要することがなく、2~3人の労力で採掘が可能であった。鉱夫は相互に緊密な関係を有し、採掘に関わる係争に関して独自の裁判所（「採掘裁判所 mine law court」）を持っていた。かれらは、「自由鉱夫」として、フォレスト内のすべての土地で石炭と鉄鉱石の無制限な採掘ができると認識していた。フォレスト一般の住民が持つとされる放牧権や採木権と同様にディーンでは採掘権を共同権として享受していたのである。それは明確な法にではなく慣習と慣例に基づいての権利行使であった。これは国王の王領権の主張と衝突するものであったが、16世紀までのディーンは、フォレストの国王による管理は弛緩し休眠状態であったため対立は顕在化しなかった。ロンドンから遠く王族による狩猟は行われず、鍛冶屋向けの燃料用材の伐採などがわずかに行われるだけであった。こうしたフォレスト・システムの弛緩と放置に比例して、「森の住民」・「自由鉱夫」のフォレストにおける行動は制約を受けない自由なものであった。¹⁷⁾

鉱夫の慣習の特権は、国王がフォレストを等閑視しその王領権に関心を寄せなかった間は自由に行使されたが、17世紀になって財政政策としてフォレスト内地下資源に対する王領権が俄然蘇生されるに及んで、強靱な生命力を発揮して王領権に対抗した。¹⁸⁾ 鉱夫の採掘権の起源には、3つの説があり、第1は、エドワード2世治下にその特権の授与がなされたというもの、第2は、ディーン・フォレストの鉱夫が百年戦争で工兵 (sappers) として軍役に付いたことの褒賞として、ベッドフォード公ジョン・オブ・ランカスターから「特許状」が授与されたというもの、第3は、1317年のディーンのエア裁判所で明らかにされたもので、鉱夫の採掘を奨励するために国王が鉄鉱石の一部を買い上げ、他を鉱夫のものとするを認めた事実によ

17) Sharp, *In Contempt of*, pp.176-7. 「ディーンは、長い間住民に委ねられていたフォレストの一つであった。幾世代もの間、鉱坑や採石場、沼地や丘陵を果敢に探索するものはいなかった。すべての樹木が生育したところで朽ちていくのを押し止めたのは地方的需要だけであった。エア裁判は300年間開かれたことがなかった。」 Hammersley, 'The Revival of the Forests Laws under Charles I', *History*, XLV (1960), p. 89.

18) Sharp, *In Contempt of*, p. 177, n. 2.

るというものであった。シャープは第3説が最も信憑性があるとしている。¹⁹⁾ そうなら、国王の当座の営業支援がきっかけとなって次第に鉱夫の慣習的権利となったということで、法的根拠が文書として存在するとはやはり言えないことになる。ただ17世紀になって、国王が財政的必要からディーンの鉄鉱石に対する王領権を主張するようになって、鉱夫はそれに対抗してその慣習権を主張せざるをえなくなった。慣習的権利を集成して「採掘法 Miners' Laws and Privileges」を自ら作っている。²⁰⁾ しかし、鉱夫のいう「特権」に文書の根拠がないことには変わりなく、逆に鉄鉱石に対する王領権はこれまで蔑ろにされてきたとはいえ国王にとって自明の権利とされた。これに対して鉱夫の「採掘法」は、鉱夫の石炭と鉄鉱石の採掘のすべての面を事実として律してきたものの集成であり、現実的で生きた規則であり慣習であった。

「採掘法」で最も問題となったのは次の諸項であった。第4項；鉱夫はフォレスト内のどこにおいても自由に採掘できる。²¹⁾ 第12項；国王と中間領主の別なくその所有地のすべてに自由に入り、自己の利益になるように石炭と鉄鉱石を取得する完全な権利を鉱夫は有する。²²⁾ 第13項；自由土地保有者がその土地に鉱夫が入るのを拒否した場合は、採掘裁判所における国王の役人であるガヴェラー (gaveller) が国王の名においてその土地を鉱夫に開放させることができる。²³⁾ さらに第14項は、採掘場が設けられる土地の領主は、鉱抗のパートナー株を有する、としている。²⁴⁾ 鉱夫は自由にどこにでも採掘場を設けることができたが、その土地の所有者には一定の収益を分配しなければならないというのが「採掘法」の本旨であったと考えられる。

ガヴェラーは、採掘裁判所で国王の代理人を勤め、鉱杭からの一定の料金を国王のために徴収した。鉄鉱石が発見されて採掘場が設けられ作業が開始される際に、鉱夫たちのパートナーシップを認可し、当該の土地の領主をそれに加え、鉱杭のすべてのパートナーから国王への1ペニーの支払金を徴収した。作業開始後は、鉱夫は週9ペンスの収益を得、その内1ペニーを国王に上納した。さらに4半期に一度、「国王の法定鉄鉱石 (King's Lawore)」として3ペンス (またはそれ相当の鉄鉱石と石炭) を上納した。²⁵⁾ ガヴェラー本来の任務は、荒蕪地内で採掘場を設ける場所を鉱夫に指定して割当て、国王使用分を産出物 (または金銭) で取得するなどの採掘の管理を、国王の権利に副うかたちで行うことであった。15世紀初めにその存在が

19) Sharp, *ibid.*, p.177. 第3説の事実が、後に、フォレストのどこにおいても鉄鉱石を採掘する権利が鉱夫のものとなり国王には一定の金銭上納が行われるようになったと思われる。注(3)で既述の通り、ディーンの「森の住民」の採掘に対する国王の奨励策が、慣習的採掘権の起源であるなら、それは「緑と肉」の保護を本旨とするフォレスト法とは無関係ということになる。

20) 21) 22) 23) 24) Sharp, *ibid.*, p.178, nn.9, 10, 11, 12; C. E. Hart, *Free Miners, Commoners of Dean Forest*, pp.37-45に「採掘法」の全文がある。

25) Sharp, *In Contempt of*, p.179, n14.

確認されているが、17世紀前までに国王のフォレストへの関心の低下とともに、採掘全般の管理は事実上鉱夫自身の手に委ねられていた。ただ鉱夫は、フォレストにおける王権を否認したわけではなく、自らを「国王の鉱夫」とも呼び、上納金や採掘裁判所による料金を国王に納めていた。

採掘法は、第20項で、鉱夫は採掘に関して採掘裁判所以外の裁判所において告訴されることはないとし、また第21項で、その場合は、治安官が国王の代理として採掘法に異議を申し立て、治安官と鉱夫が対峙することになるとしていた。²⁶⁾ただ、第20項の規程は法的効力をすでに失っていた。17世紀には、事実において、鉱夫の特権に関して法務長官や製鉄所請負人から財務府裁判所に告訴がなされ、あろう事か、鉱夫が相互間の採掘をめぐる係争を財務府裁判所に告訴し合うということもあった。採掘裁判所が僅かに執行していたのは、鉱杭の持株の遺言相続に関わる事案だけであった。²⁷⁾

鉱夫は、フォレスト内のどこにおいても自由に鉄鉱石(さらに石炭)を採掘できるという慣習の特権を有しており、17世紀に製鉄特許の授与が始まるまでは、それを制約なく享受していた。しかし、鉱夫はその主たる生計を採掘だけに依存しており、慣習の特権を持っていてもその生活は貧しいもので、フォレスト内外の土地なし労働者と変わらなかった。ディーン・フォレスト内のマイルスコットの単純封土権をエドワード・ヴィリアースが1625年に得たが、他界後その未亡人が同地を囲い込み、そのために多くの家族がそれまで享受してきた採掘権を奪われ極度の困窮状態に陥れられた。フォレストの他の小屋住と同様に鉱夫は、フォレストに生計を依存し、鉱杭用の樹木を伐採したり荒蕪地での放牧も行っていた。しかし、採掘による本来の収入は週に9ペンスであり、夫が亡くなれば他のパートナーから亡夫の持株の補償として週に1シリング6ペンスを受けるだけであった。²⁸⁾

(2) フォレストにおける非農業的人口

ディーンでは、慣習的採掘権に依拠する鉱夫の他に種々の手労働者や職人層が小屋住として住み着き、原料・燃料・建築用に樹木を利用していた。製鉄業や木工業や採石業に、多くの貧民が雇い人あるいは独立の職人として従事していた。彼らによる森林の毀損や小屋の不法建築は跡を絶たなかった。

26) Sharp, *ibid.*, p.179, nn.15・16.

27) Sharp, *ibid.*, p.180, n.17. 後に述べるように、ジェームズ一世が1613年にフォレストにおける鉄鉱石に対する王領権を新たに主張したとき、製鉄利権を借り受けたペンブルック伯の権限を犯して鉱夫が採掘を継続した件を法務長官ヘンリー・ホバートが財務府裁判所に告訴している。

28) 酒井「フォレスト法復活」103頁。

フォレスト内の土地なし貧民層が増大したのは、フォレストが種々の生計補助手段を提供したからであり、またそれ以上に、フォレストを財政手段として利用しようという国王の政策意図の結果であった。すなわち製鉄利権の貸出がその典型で、製鉄所の請負人が少なからぬ雇用を提供した。また雇用された木挽きや大工が副業として、フォレスト役人の黙認のもとで国王用に留保された樹木を伐採し、それを厚板や樽板 (planks, barrel staves) にして木皿職人 (cooper)・堀作り職人 (trenchmaker)・板紙職人 (cardboardmaker)・木炭職人 (charcoal-burners)・皮鞣し職人 (tanners) に販売した。この安価で豊富な原材料を求めて幾多の職人もフォレストに吸い寄せられた。²⁹⁾ これらの流入者は、住居として小屋を建てるか古屋を改築して住み込んだ。製鉄利権の貸出契約には、職人・労働者を住まわせる小屋建設の許可も含まれていた。1612年に第3代ペンブルック伯への製鉄利権の授与がなされたとき、遠くサセックスから移入者があり種々の職人や労働者となった。1630年代に、自己所有と国王借受の製鉄所のためにジョン・ウィンターは、ウェールズから人を呼び、また採掘についてストラッフォードシャーから呼び寄せている。³⁰⁾ このように国王の製鉄利権の授与に伴って、多くの「他所者」がフォレストに引き寄せられ、一時的ではない貧民層を形成した。その住居のための小屋建設には、多くの国王所有の樹木が伐採され森林を毀損した。1634年に開かれたエア裁判で、「国王の製鉄所」の請負人(賃借者)は、貸出契約で定められたもの以上の樹木を伐採した違反行為を告発されている。この伐採は燃料用に加え移入者の住居建築や生活用材のためのものもあつたと思われる。³¹⁾

製鉄所に雇用されたものが、フォレストでの採木や放牧などのいわば副業に頼らざるを得なかったのは、製鉄業から得られる賃金が低かったためであり、現物支給制がそれに追い打ちをかけた。市場価格より50%高い価格で現物支給が行われそれが給与の半分を占めていた。³²⁾ 事態を一層悪くしたのは、製鉄利権の貸出契約が満期以前に中途解約されたことである。1611年契約は21年満期であったが12年に、1612年契約は33年満期であったが15年に、二つの1615年契約は30年満期であったがともに18年に、それぞれ中途破棄されている。³³⁾ こうした貸出契約の中途破棄の度に操業が停止された。特に1615年契約は18年に破棄され、次の契約が結ばれるまでの3年の間操業が停止されたままであつた。操業停止とともに放出された失

29) 非フォレスト村落からフォレストへの移住について次を参照。Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire 1558-1714*, VII Forest Villages.

30) Hart, *Royal Forest*, p.192.

31) 酒井「フォレスト法復活」111頁。

32) Sharp, *In Contempt of*, p.183.

33) 武「農民運動(1)」, 11頁。Hart, *Royal Forest*, p.105. 酒井「フォレスト法復活」102頁。

業者は、なお一層フォレストに生計手段を求めざるを得なかった。新契約締結とともに旧契約の被雇人が自動的に再雇用されるとは限らなかった。契約更改の度に賃借人は、ウェールズ人などより低賃金で働くものを呼び込んだのである。³⁴⁾

フォレスト自体が住民に種々の生計補充手段を与えていた上に、国王の財政政策の一環としてディーン固有の製鉄業の展開が、一層多くの「他所者」を引きつけた。製鉄利権の貸出契約の度重なる中途破棄(=操業停止)と新契約締結が、失業者を生みつつ同時に「他所者」の流入をすすめた。新来の土地なし小屋住は、在来の小屋住同様、共同権を行使し、放牧地・ひこばえ・木材の利用を控えることはなかった。こうした分厚い貧民層が特異な過剰人口として形成され、生計手段を得るためにフォレストへの依存を深めていった。³⁵⁾

石炭と鉄鉱石という地下資源が豊富なディーン・フォレストでは、17世紀になって、製鉄業が鍛冶屋の段階から溶鉱炉を有するものに発展し、製鉄利権を貸出し賃賃料を得るという国王の財政政策が進められた。この製鉄業が、雇用を生み「他所者」がフォレストに大量に流入した。どこのフォレストの住民も採木権や放牧権などの共同権を享受して生計を立てていたが、ディーンではそれに加え石炭や鉄鉱石の採掘権を慣習的共同権として得られたため、流入した貧民は製鉄業の浮沈に振り回されながらも、小屋住層として多くのものがフォレストに滞留した。加えて種々の木工職人もその原材料を求めてディーンに流入した。ディーンにおける、非農業人口および小屋住層が全体に占める割合を示すものとして、シャープは、1608年のジョン・スミスの軍役簿と1634年のエア裁判所録に基づいた概要を示している。³⁶⁾ スミスの軍役

34) Sharp, *In Contempt of*, p.184.

35) 在来の小屋住に新来の小屋住が加わって厚い層をなしたが、とりわけ後者は「新詐称者」として、フォレスト法解除の際に補償地の配分を要求する資格がないとされた。P. Large, 'From swanimote to disafforestation: Feckenham Forest in the early seventeenth century', in *The Estates of the English Crown 1558-1640*, ed., R. W. Hoyle (1992), pp.410-1. 酒井「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除」『海外事情研究』36-2(2009), 18-9頁。

36) Sharp, *In Contempt of*, pp.185-6. 大塚久雄『近代欧州経済史入門』(1996年), 講談社学術文庫, 98頁。

マナー領主を含む地主・農業人口		商人・小売商・職業人		採掘・金属細工	
貴族	1	反物商	4	鉱夫	30
騎士	1	織元	3	炭鉱夫	4
エスクワイア	8	外科医	1	鍛冶屋	28
ジェントルマン	37	歯科医	1	徒弟	2
ヨーマン	29	旅館主	4	釘職人	30
ハズバンドマン	83	食糧店主	1	刃物師	4
計	159	魚屋	1	ピン職人	2
		行商人	4	製鉄労働者	1
		計	19	真鍮細工師	1
				溶鉱炉工	1
				種々の石工	13
				計	117

前期スチュアート朝のディーン・フォレスト

簿によると、ディーン・フォレスト中心部のセント・ブリアベルズ・ハンドレッドでは、総数 831 人中各種の職人が 44.6% (370 人) を占め、労働者が 18.2% (151 人) を占め、両者で全体の 6 割強を占めていた。さらに奉公人として上げられた 15.8% (131 人) の大半が非農業的労働者と見なされるのでこれを加えると、8 割弱が職人と非農業的労働者で占められていたことになる。非農業的職業の占める割合が極めて大きかったと言える。スミスの軍役簿は、セント・ブリアベルズ・ハンドレッドのマナーだけを取り扱い、マナー外の土地を取り上げていない。マナー外の労働者を加えればその数はもっと大きなものとなるはずである。また、2 万エーカーに及ぶ王有の荒蕪地も除かれており、ここに多数の小屋住が居住していたものと思われるからなおのことである。さらに、スミスの軍役簿は 1608 年のものでその後の変化を当然反映していない。その後の変化の第 1 は、毛織物業とりわけ広幅織産業の急速な衰退であり、第 2 は、1612 年以降、溶鉱炉・大型鍛冶炉を備えた製鉄所が建てられそれまでの小規模鍛冶屋の駆逐がすすんだことであり、第 3 は、製鉄所の発展とともに増えた職種がいまだ現れていないことで、まず製鉄所での労働者と鉄鉱石を売る鉱夫や、製鉄利権に付属する木材伐採からの横流しを求める種々の木工職人などが、そこに上げられていないことである。1608 年のスミス

樹木と動物の加工人		織物・関連商・食料生産		その他	
大工	21	広幅織工	17	ジョッキ屋	2
指物師	5	織工	28	籠屋	1
ろくろ師	3	徒弟	1	鑄掛け屋	1
木皿師	9	縮絨工/縫ひだ工	9	瓦屋	10
堀師	4	染物師	1	漆喰屋	1
ショベル職人	3	掛布織工	4	屋根葺屋	1
板紙師	1	仕立屋	20	石灰屋	5
篩い職人	3	コルセット紐屋	1	船頭	4
鞣し革師	14	帽子屋	1	水夫	16
蠟燭師	1	粉屋	6	いす屋	1
製皮師	2	パン屋	2	出前屋	1
靴師	21	ビール屋	1	代赅石運搬人	1
手袋師	11	肉屋	21	計	44
計	98	計	112		
奉公人・労働者		身分不明者			
郷土の奉公人	54	身分不明者	71		
ヨーマンの奉公人	14	その子息	27		
ハズバンドマンの奉公人	2	計	98		
職人の奉公人	38				
専門職・小売商の奉公人	9				
確認不能の奉公人	14				
奉公人総計	131				
労働者	151				
計	282				

の軍役簿にはこのような欠陥があるとは言え、1608年の段階で各種職人と労働者など非農業的職業に就くもの数が多かったことだけは示していよう。

次に、1634年に、フォレスト法の内的厳格化と外的拡張の政策のもとに、ウィリアム・ノイヤホランド伯によって復活されたエア裁判所で、違反行為が告発されて料料をかけられた事例から、ディーンの人口構成の推測ができる。エア裁判で罰せられたものには大罪と微罪の別があり、大罪は、少数の製鉄業者による無許可での製鉄所建設と大規模な森林破壊であった。製鉄業者の際立った違反とは区別される微罪には、樹木の不法伐採と「フォレスト浸食」の二つがあった。不法伐採で罰せられたものは309人で身分が分かるものは256人、その内労働者が114人(44.5%)、鉱夫・木工職人・皮革職人などの職人が68人(26.5%)、ジェントリ、ヨーマン、ハズバンドマンが74人(29%)であった。フォレスト内の王領地と中間領主の土地の別なく不法建築・不法占拠などの「浸食」をした者で罰せられたものの総数は、237人でその内身分が判明しているのが183人であった。このうち、労働者が125人(68%)、大半が坑夫と木工職人である職人層が44人(24%)、ジェントリ、ヨーマン、ハズバンドマンが8%を占めていた。労働者とされたものの中には、鉱夫や木工職人や製鉄労働者も含まれていたと思われる。事実、労働者の多くは製鉄所近辺に集中していた。³⁷⁾ 17世紀10年代から国王の財政政策に牽引されて製鉄業が発展した影響が、製鉄業者の大罪と増大する非農業的住民の微罪という34年エア裁判の処罰事例に顕著に表れている。ここでもやはり、ディーンにおける非農業的職業の多さが見て取れ、不法伐採・不法占拠は、従来の「森の住民」に限らず、ディーンにおける種々の共同権と製鉄業に吸い寄せられた「他所者」によるものも多かったと推測される。³⁸⁾

フォレストにおける共同権と製鉄業に吸い寄せられた各種職人や労働者が、小屋住として多数存在していたが、これら土地なし層とは別に自由保有者・膳本保有者層など土地を有する階層が存在した。さきの1608年のスミス軍役簿によると、セント・ブリアベルズ・ハンドレッドにおける(領主層を除く)土地所有層すなわちジェントルマン、ヨーマン、ハズバンドマン

37) Sharp, *In Contempt of*, p.188.

38) セヴァーン川を挟んでディーンの対岸プリストルの東部キングス・チェイスは、ディーン同様豊かな石炭層に恵まれていて、17世紀初めよりマナー領主による開発が進められていた。同地の所有権をめぐる国王と領主の間で法的係争が続いたが、1652年にはすべてが領主らのものとなっていた。ただ、その地に多くの小屋住が住み着き、1629年には46人の小屋住が新たな小屋を建ててマナー領主に地代を支払っていた。52年には152人が小屋を建てていた。この内118の小屋には僅かな庭があるのみで、残りは1.25~1.5エーカーの放牧地を持っていた。この内135人がマナー領主に地代を支払い、他の17人は支払っていなかった。キングス・チェイスでは近隣地と同じく、多くが非農業的職業に就いており、近隣地(パイトン、ハナム・マナー)では、42%が職人層でその半分以上が坑夫であった。18%が労働者・奉公人であった。別の近隣地(イスター)で55%が職人でその半数が坑夫であった。フォレスト指定地・王有林・私有林の別なく、グロスターシャーの森林地では、地下資源が豊富なために在来と新来の小屋住が多く居住していた。Sharp, *ibid.*, p.189.

は、成年男子 831 人中 149 人 (17.9%) を占めていた。この階層も (小屋住を含む) 他の住民と同様に、採木権と放牧権などの慣習的共同権を享受していた。採木権についてはアタッチメント裁判 (スピーチ裁判) が管轄して森林荒廃に歯止めをかけていたが、ディーンにおいては、燃料用、家屋・納屋・小屋の建築修繕用に加え鋸夫の採掘場建設のための木材取得も加わった。また、採木権に加えて、放牧権も土地所有者は享受していた。³⁹⁾

フォレストの「緑と肉」がフォレスト法によって保護され、その制約を受ける住民には対価として種々の共同権が保証された。国王の狩猟への関心の低下によって、フォレスト法は住民の共同権擁護の機能を果たすように変わっていた。しかし、16 世紀末以降、国王の増収政策の触手がフォレストに及び、とりわけディーン・フォレストには豊かな地下資源が埋蔵されていたため、他のフォレスト以上に際立った展開をした。製鉄利権の貸出がそれで、これによってフォレスト住民の共同権は大いに侵害され反発と抵抗を強めた。国王自身も、財政的必要性に迫られて利権貸出策をとったものの、製鉄業者 (および内通する役人) による不法伐採がフォレストを荒廃させて海軍用木材の枯渇などの危険な事態の切迫を憂慮していた。以下、ジェームズ一世からチャールズ一世治下の製鉄利権貸出の具体的経緯を概観する。

四. ジェームズ一世期における製鉄利権の貸出

(1) 「国王の製鉄所」と燃料木取得権の貸出

16 世紀末までに、新しい溶鋸炉を持つ工場は、ディーン北辺にまで及んでいたが燃料用材 (cordwood) をディーンに求めるまでにはなっていなかった。古い鍛冶屋や鋸夫が求めたものは、ひこばえとコピスと立木の枝であった。オークに対する需要はこの他に、木皿、紙、桶などの職人からあり、またその樹皮は皮鞣し業者から求められた。ただ、これらを合わせてもディーンの木材需要は森林の再生不能になるほどのものではなかった。

1610 年になって、有力地主で製鉄業者のウィンターは、自身の炉の燃料用コピスを得るためにフォレスト南東部 (グレイト・ブラドリなど) のコピス地の賃貸を財務府に申し出た。それまでは自らの私有林のコピスを用いていたがそれでは不十分であったのである。申し出たコピス地は 520 エーカーあり、1 エーカー当たり 30 コード (コードは 4 フィート×4 フィート×8 フィートに束ねたもの) として総計 15,600 コードが利用可能となる。フォレストの財政的活用を望んでいた財務府は、狩猟に利用されることなく放置されているディーン・フォレスト

39) Sharp, *ibid.*, pp.199-200; Hart, *Royal Forest*, p.99.

の現状を鑑みて、ウィンターの申し出を受け入れた。1610年3月に、520エーカーのコピス地を年800ポンドで21カ年間、ウィンターに賃貸することが約定された。これは、エーカー当たり30シリングでコード当たり1シリングということになる。1コード当たり2シリング6ペンスが相場であったから賃貸料は格安であった。しかもコピス地の若芽保護のための囲い込み費用は国王負担とされた。こうした妥協をしたのは国王が賃貸料収入を強く望んだからであると思われる。ただ、コピス地に留保された木材用樹木は契約から除かれていたにもかかわらず、ウィンターは約定後直ちに伐採した。この点を告発され、ウィンターの契約は1年足らずで解約された。1611年5月に同コピス地はヘンリ・ハーバート、ヘンリ・プール、ジョージ・ハントリに貸し出された。

ウィンターは1610年の契約は解約されたものの、これとは別に以前より「森の住民」としての共同権を行使して伐採を行っていた。その乱伐によるフォレスト荒廃について、1613年に法務長官から財務府に対して告訴がなされている。告訴された具体的内容は、1592年以来かれは王領地から私用のために10,000本の木材用樹木と20,000ロードの大枝を私的に取得したというものであった。この告訴に対するウィンターの抗弁は次のようであった。1. 木材を伐採した土地は、国王との間で示談が済んでいる開拓地で「真正の相続財産にして自由保有」の土地である。2. ディーン・フォレストの首席治安官の官職を、1595年から第2代ペンブルック伯ヘンリ・ハーバートの代理人として務め、1601年のペンブルック伯の死後からは自らが就いており、その手当として年に2本の樹木伐採権を有している。3. ジェームズ一世即位前の違反行為については、1604年に国王から恩赦が与えられている。4. 自らがフォレスト内に所有する3つのマナーと分散した自由保有地に付属するものとして、フォレスト内に採木共同権を有している。森林破壊という非難に対するウィンターの抗弁のうち第4のものが重要である。第1の抗弁は、王領地での採木共同権に触れておらず、第2の抗弁は、量的に僅かであり、第3の抗弁は、1603年の即位以降の違反行為が含まれていない。裁判所の判決は、「ウィンターの先祖に国王がマナーを譲渡した特許状には、主張される採木共同権を保証する文言がない」、また分散所有する自由保有地について採木共同権が付属することは認められない、というものであった。かくしてウィンター（とその借地人）は採木権の法的根拠を否認され、これまでの過剰な伐採分について科料を科せられた。⁴⁰⁾ この判決の基調は、国王の権利を強調し文書証拠

40) ディーン・フォレストにおける製鉄利権等の貸出（授与）について、武「農民運動（1）」、162-3頁に一覧表にしてまとめている。

等しく「森の住民」である土地所有者と土地なし小屋住はともに共同権を享受し行使した。有力地主（有産者）は国王から製鉄利権とともに燃料木取得権を借り受けて「開発」を進め、それが小屋住（無産者）の放牧と採木の共同権を侵し、「森の住民」内部の対立を生んだ。エドワード・ウィンター

のない慣習権を否認するものであった。ディーン・フォレストにおける樹木・土地・鉱物に対する国王の明確な法的権原を再確認し、採木共同権は1612年の訴訟における鉱夫の採掘共同権の否認と同様に、その法的権原が否定された。土地所有者と土地なし小屋住の区別なくすべての「森の住民」の共同権が法的に否認されても、現実には「森の住民」の共同権行使が止むことはなくその侵害には実力による抵抗がなされた。後で述べるように、チャールズになってから、「森の住民」全体に対して共同権を法的に否定することを改め、土地所有者(有産者)にはその法的権原を認め、土地なし小屋住(無産者)にはそれを否認するという分断策がとられることになる。

ウィンターを含む製鉄業者にとってフォレストの樹木は燃料として不可欠のものであり、採木共同権の行使を超えて木材取得権を国王から賃借することができれば大きな収益が望めた。ホワイトブルックのミネラル・アンド・バタリ・ワークス会社の製鉄所と、リドブルック等に製鉄所を持つシュルーズバリ伯(とその賃借人)から、木炭用の樹木の独占権取得の要望が強く出された。ジェームズ一世は、この要望を受け委員会を任命して事に当たさせた。この委員会に示した国王の方針は、フォレストの荒廃を避け、「森の住民」の既得権に配慮するようという保守的なものであった。加えて、独占権を与えた場合の年間伐採数や再生の可能性、フォレストを荒廃させずに維持しうる製鉄所数を明らかにすることも指示した。結果として、1611年6月14日に、ウィンターとシュルーズバリの代理人である3名(G.ブリッジズ, W.ホール, T.カルペッパー)が、賃借人(被授与者, 請負人 lessee, grantee, farmer)として、コード当たり3シリングでの年22,000コードとトン当たり8シリングでの木材用樹木の取得権を10年間得るという契約を結び得た。⁴¹⁾

この契約は、1612年2月17日にわずか半年で破棄され、代わって第3代ペンブルック伯が、1612年ミクルマスから21カ年コード当たり4シリングで年12,000コードを取得し「国王の製鉄所 royal ironworks」を借り受ける契約を新たに結んだ。この契約では次のような付則が付いていた。1. 伐採とコード化する費用および伐採後の土地をコピス地にする費用、計33ポンド余を賃借人ペンブルックが負担する。2. 製鉄所・労働者小屋等を囲い込む許可とその建

は、採木共同権を貧者と同様に行使した富裕な有産者の典型で貧民からはその濫用を批判された。1594年に、ディーンの貧民は慣習権侵害に対する実力による抵抗をし、国王印の付いた木材を伐採し持ち出そうとした国王の作業員を襲っている。1605年には、エドワード・ウィンターの製鉄所に樹木を木炭化する仕事をしていたウィンター配下の作業員を襲っている。Sharp, *In Contempt of*, pp. 199-200; Hart, *Royal Forest*, pp. 87-8, 99.

41) Hart, *ibid.*, p. 88. この委員会にはエドワード・ウィンター、その代理人ウィリアム・ウィンター、ジョージ・ハントリ、ペンブルック伯、トレスウェル等が選ばれた。

築修繕のための木材を自由に取得する許可を付与する。3. 契約には、鉄鉱石・スラグ・石炭の独占権を含む。4. 刻印した樹木と国王の船舶に必要な樹木は契約に含まれない。⁴²⁾

(2) 製鉄利権と「自由鉱夫」

ペンブルックの契約にもとづく、木材伐採とそのコード化と運搬を監視する委員にロバート・トレスウェル、ジョージ・キャッスル、ウィリアム・キャローになった。「国王の製鉄所」とされる4基の溶鉱炉と3基の鍛冶炉の建設についてミネラル・アンド・パタリ・ワークス会社のトーマス・ハケットが監視に当たった。この製鉄所は1674年にまで存続している。その位置は鉄鉱石の鉱床の近くではなく燃料用樹木と動力用水流が得られるところが選ばれた。とりわけ燃料用樹木は重要で、ディーンの森林はここに「大食の溶鉱炉」による荒廃の脅威にさらされることになった。付則4に見られるような国王側の保全策にもかかわらず、建築・海軍用木材が木炭用に伐採されフォレストの植生は荒廃を受けることになった。契約の本体である12,000コードが初年度の1613年7月から11月にかけて搬出された。加えて、製鉄所建設に1,100ロードの木材が用いられ、囲い込みのため80本の樹木が切られている。⁴³⁾

ペンブルックの契約では、契約地から樹木・鉄鉱石・スラグをペンブルックに無断で持ち出すことは禁ざられていた。独占権が与えられていたのである。「自由鉱夫」はこの独占権を慣習権に反するものとし無視し採掘と搬出を止めなかった。それを抑止する賃借人ペンブルックの独占権行使に対して「自由鉱夫」は実力で対抗した。⁴⁴⁾ 王璽尚書兼大蔵省首席委員であるノーサンプトン伯は、このディーンの反乱について次のように述べている。「ペンブルック伯は大層嫌われており樹木を伐採した折に騒動があった。(賃借人配下の者が悶着を避けるために、人々が教会に行っている間に伐採とコード化をしようとしたとき)15名ほどの向こう見ずの悪漢が木に火を放って乱舞し、王に神のご加護をと叫んだ。かれらは、武器を持って森を徘徊し、かれらを支援しない隣人を臆病者呼ばわりした。地元はかれらに味方した。・・・ロビン・フッドのような野蛮な気性を穏やかにすることができるようなジェントルマンの手に物事が委ねられたら物事はよりよい方向に進められたであろう。しかし、伯は憤怒の的となっておりその気質をもってしては事態を騒乱に落とし込むことであろう。」⁴⁵⁾ 枢密院は、シェリフ、治安判事、統監に対して扇動者の逮捕を命じた。法務長官は1612年5月に、問題の鉱夫達を財務府裁判

42) Hart, *ibid.*, pp.90-1; Sharp, *In Contempt of*, p.191.

43) Hart, *Royal Forest*, pp.90, 174.

44) Sharp, *In Contempt of*, pp.191-2.

45) 国務卿ロチェスター伯への書簡(1612年8月14日)。Hart, *Royal Forest*, p.91, nn.29, 31.

所に告訴した。この訴訟は鉱夫たちの採掘と採木に関する慣習的権利を公的に批判した最初のものであった。

「(鉱夫たちは) 権利があると称して国王の樹木を伐採し荒廃させ強奪している。」⁴⁶⁾ 「国王の請負人に被害を与える形で、(鉱夫は) 毎日採掘しそこで得られる鉄鉱石 (myne and ore) をフォレストから持ち出している。」⁴⁷⁾ こうした告訴に対して、被告の鉱夫たちは反論した。「記憶にない昔から採掘場 (mine pits) を操業し維持するために、スピーチ裁判所で樹木官によって、何らの支払をすることなくフォレスト内の樹木が分与されてきた。」⁴⁸⁾ また、鉱夫は貧しい労働者で石炭と鉄鉱の採掘で生計を立てている。このように反論して、フォレストが国王のもので、自分たちに法的権利がないことを認めた上で、鉄鉱石採掘の継続とフォレスト外への鉄鉱石の持ち出しが認許されるようお願い上げた。⁴⁹⁾

こうしたやりとりを受けて、財務府裁判所は次のような裁定を下した。フォレストは王領地 (royal demesne) であり、鉱夫はそこに何の法的権利も有さない。また、フォレスト外への鉄鉱石の持ち出しも禁ぜられる。しかし、鉱夫の困窮と製鉄所の要求を鑑みて、「権利ではなく恩恵として」フォレストにおける採掘の継続を認める。ただし、「国王の製鉄所」に供給する鉄鉱石に限る。⁵⁰⁾ この裁定は、フォレストにおける国王の法的権利を再確認しながら、鉱夫の採掘継続を認めるものであった。ただ、フォレスト内での採掘の継続は、その鉄鉱石を (ペンブルックに貸し出している) 「国王の製鉄所」に供給する場合に限るとされた。そこには、紛争調停に加えて、鉱夫が採掘する鉄鉱石を製鉄所が確保するという意思も働いていた。鉱夫の困窮した生計と製鉄所の原料確保を両睨みしたものであった。

しかし、鉱夫はこの裁定を無視し、鉄鉱石をディーン近辺の別の製鉄所に売り、さらにフォレストから遠方の地まで船による持ち出しも続けた。裁判所は、この事態を受けて、先の裁定を改訂してより鉱夫寄りの条項を追加した。すなわち、「国王の製鉄所」が、鉱夫が採掘した鉄鉱石をすべて買わなかった場合に限り、鉱夫はフォレスト内および近辺の製鉄所にそれを販売しうる、という条項を付加した。鉱夫は、この裁判所の新たな裁定も受け入れることはなく、採掘した鉄鉱石を「国王の製鉄所」に優先的に売ることを拒否して、それをディーン近辺の他

46) Hart, *ibid.*, p.91.

47) Sharp, *In Contempt of*, p.192.

48) Hart, *Royal Forest*, p.91.

49) Sharp, *In Contempt of*, p.192.

50) Sharp, *ibid.*, p.192; Hart, *Royal Forest*, p.91, n.33. 王領地 (royal demesne) は、正しくは狭義の王有地を指すと思われるが、私有地や共有地を包含するフォレスト全体を指して使われることもある。この場合は後者である。

の製鉄所に売り、またアイルランドのような遠方への出荷も続けた。1613年に、ペンブルックはこうした鉱夫たちの頑なさに対して、新たな訴訟を財務府に起こした。これに対する鉱夫たちの反論は次のようであった。フォレストは王領地であることを認める。またペンブルック伯への「特権授与」の有効性も認める。鉱夫はフォレスト内の土地に法的権原を有していないことも認める。しかし、記憶にない昔から享受してきた鉱夫の「特権」は認められるべきである。その「特権」は、フォレスト内のどこにおいても石炭と鉄鉱石の採掘ができ、それを望むところに販売できるというもので、しかも採掘に関する事案は採掘裁判所で扱われるべきである。とりわけ、鉄鉱石のフォレスト外への持ち出しを科料をもって禁ずることは承伏しがたい。⁵¹⁾ 以上であった。

鉄鉱石のフォレスト外への持ち出しは原則的に禁ずるけれども、フォレスト内での売れ残り分については持ち出して販売することができるという1613年に財務府が出した宥和的裁定はジェームズ一世治世中そのまま存続した。その間、鉄鉱石のフォレスト外販売を禁ずる指示が繰り返されたが、鉱夫は生計を維持するために余剰鉄鉱石のフォレスト外販売を止めなかった。国王は、フォレスト内のどこでも採掘しようという鉱夫の主張には法的根拠がないとする財務府裁定が出たことで満足し、フォレスト外への余剰鉱物の販売は、鉱夫が「国王の製鉄所」にそれを供給している限り黙許した。⁵²⁾

財務府裁判所でのペンブルックの鉱夫に対する訴訟のその後の経過は不明である。おそらくペンブルックが訴訟を取り下げたものと思われる。後で述べるように、ペンブルックの賃借契約自体が破棄されたのである。

(3) 製鉄業者とフォレスト役人の内通

ジェームズ一世政府は、ディーンにおける鉄鉱石などの地下資源に対する王領権を蘇生させて、それを賃借人＝請負人に貸与し賃貸料を得ようとした。これによって逼迫した財政の改善を図ろうとした。賃借人は鉄鉱石と燃料・建築用の樹木についての特権を授与されたが、王領権の復活とその請負人への貸与は、「森の住民」の慣習的権利と直ちに衝突した。住民の慣習的権利は、国王にとって、長らく休眠状態にあったとはいえ厳存する王領権に対する事実上の侵害であった。しかし、それは住民にとって長らく生計のための必須手段となっていた。製鉄業者（ペンブルック）への特権授与は、「森の住民」の採掘権とともに採木権も侵害していると

51) Sharp, *In Contempt of*, pp.193-4. 事実、ディーンの鉱夫は、鉄鉱石のアイルランドへの移出の独占権を持つロンドン商人ウィリアム・チェイナルと契約し、ワイ川河岸に鉄鉱石を運んでいた。

52) Sharp, *ibid.*, p.193.

いう訴えが止むことはなかった。ディーンの一住民(ジョン・サレンズ)は、1612年に大蔵卿ソールズベリ伯に、次のような請願をしている。製鉄業者への特権授与はフォレスト全体の荒廃につながり、その不法伐採は「森の住民」の採木権などの共同権を侵している。フォレスト法の執行責任を負うアタッチメント裁判所が住民の採木権について自治的に管理している現状を混乱させるものである。こうした訴えは、フォレスト法が、狩猟的価値のない「遠方のフォレスト」であるディーンにおいて、王権の擁護からフォレスト内の住民の権利擁護に性格を変移させていた事態を背景にしたものであった。フォレスト・システムは、「開発」を抑止しフォレスト内の住民の共同権を擁護するようになり、「森の住民」にとってそれは「重荷から有益なものに(転化し)・・・それを制限的で障害物とするのは(住民ではなく)国王であった。」⁵³⁾

狩猟的価値がなく、フォレスト法が「森の住民」の共同権管理の役割を果たして、国王にとっては重荷となっていたディーンにおいて、財政的必要から製鉄利権の貸出が進められたのである。これは、フォレスト法の意義変移という事態に対してことさら刺激的なものであった。共同権管理を行うものになっていたフォレスト法を逆転させて、「開発」(囲い込み・木材伐採)をすすめ、住民の伝統的経済を危殆に陥れている。こうした苦情が請願として大蔵卿に出されたのである。⁵⁴⁾

ペンブルック伯への製鉄利権の貸出がフォレストの荒廃をもたらし、鉱夫の採掘権を侵すものとして批判されたことは先に見たが、採木権についても共同権者はそれを侵害されたとして大蔵卿に訴えた。政府は、吏員ジョージ・マーシャルをディーンに派遣して、ペンブルックによる国王用樹木の不法伐採の事実を調査した。1613年11月20日には、調査完了まですべての木材の伐採を中止する命令が枢密院から出された。⁵⁵⁾ 伐採中止命令によってペンブルックの製鉄所の操業は停止しその賃貸契約は中途破棄された。

マーシャルの調査の結果判明したのは、ペンブルックによる不法伐採の事実に加え、本来国王の樹木を荒廃から守るべき監視官(キャッスル、キャローおよびハケット)自身が、木挽きをサセックスから呼び寄せ、木挽き穴を作り数100トンの木材を伐採してプリストルに運ぶという不法行為をし、また自ら厚紙・木皿・各種の桶・机板・垂木・羽目板・ハンマー柄などの流入する職人にその木材を売って私利を得ていた事実である。ただ、請負人ペンブルックや監

53) Hammersley, op.cit., p.97.

54) Hart, *Royal Forest*, pp.94-5. ただ、「森の住民」には有産者(領主や自由土地所有者)と無産者(在来と新来の小屋住)があり、共同権擁護で共通する面がありながら、本文で見るとおり、国王の有産者抱き込み策による分断があり、共同権擁護の実力行使を有産者が率先して抑止することもあった。

55) Hart, *ibid.*, pp.92-3.

視官キャッスルらの不法伐採は、その賃貸契約（特権授与）の破棄によって放免されそれ以上の法的措置は執られなかった。しかし、ジェームズ一世政府はこれを機にフォレスト荒廃阻止に一段と意を払った。その際、特に問題視されたのは、製鉄利権などの特権被授与者（請負人）がフォレスト役人と共謀して不法な木材伐採をすることと、フォレストへの流入者が小屋を新しく建てて荒廃を進めることであった。⁵⁶⁾

1613年のペンブルックの契約破棄以後、製鉄所は一時停止されていたが、1615年5月31日に、二つの賃貸契約が新たに結ばれた。国王にとって、フォレスト荒廃の懸念はあるものの製鉄所賃貸料は捨てがたいものであった。契約の一つは、シュロップシャーのベイジル・ブルックとロンドン商人ロバート・チャルデコットに対して、（パークエンドとサウドリにある）二つの溶鉱炉と二つの鍛冶炉を15年間貸与するもので、もう一つは、これもシュロップシャーのリチャード・トムリンスとジョージ・ムーアに対して（リドブルックとキャノップにある）二つの溶鉱炉と二つの鍛冶炉を15年間貸与するものであった。両契約はともに共通する次のような付則が添えられた。1. 賃借者は、地元の鉄鉱石を協定価格で購入する。2. コードあたり6シリング8ペンスで年々6,000コード分の樹木伐採が認められる。3. その代価を賃借者は320トンの鉄で支払う。4. 鉄は9月から4月にかけて毎月40トンを進める。価格は1トンあたり12ポンド10シリングと見なす。5. オークの木材用樹木は燃料用コードウッド用に伐られてはならない。6. ブナとオークは、留保分の刻印が押されるまで伐ってはならず違反には1本あたり10シリングがかせられる。⁵⁷⁾

以上のような1615年の二つの契約について、違法な木材伐採を監視し、違法が摘発された場合の賃貸契約の存続を判定する委員会が任命された。トレント川以南のフォレスト査察官ロバート・トレスウェル、その配下のジョージ・キャッスルとウィリアム・キャロウがまたしても委員になった。この委員会への指示には、国王用の良質木材となるオークの伐採を制止すること、再生用播種のための良質オークを留保しておくこと、コピス地を適宜囲い込んで家畜から若木を保護すること、フォレスト内の木工職人（樽、木皿、鞍、板紙）の数を制限し古家への不法入居を禁ずること、新たな小屋建築を阻止すること、すでに伐採地に居住しているものは立ち退かせること、などが盛り込まれていた。しかし、コードウッドのための伐採がなされる時は委員が立ち会うことが求められていたが、それを怠り良質の木材用樹木が伐採され、しかもコードが規定よりもサイズオーバーに作られるのを見逃していた。伐採地に不法に小屋を建て

56) Hart, *ibid.*, p.93. 篠塚「フォレスト」471頁、注10。

57) Hart, *Royal Forest.*, p.95; Sharp, *In Contempt of*, p.195.

木工職人とその家族が住み着いているのも黙認された。

1616年に、こうした事態を受けて、賃貸契約執行を監視するキャッスルとキャロウの両委員の活動を検証する委員会が屋上屋を架すごとくしかも2度設けられた。新たに任命されたウィリアム・ギーズ委員会は、1616年2月に、調査の結果、良質オークの保全・コピス地の囲い込み・小屋住による燃料木の乱伐・「ならず者」の不法移入など、いずれの点でもキャッスルとキャロウの監視は機能せず怠惰と放縦に満ちたものであることを明らかにした。次のウィリアム・クックらの委員会は、1617年3月に調査を行い、キャッスルとキャロウが、囲い込みや木材用樹木の保全を怠り、ひいては460本もの木材用オークを私物化し、桶屋・木皿業者・板紙業者に販売し、また樹皮を売って私腹を肥やしたことも明らかにした。製鉄業者による不法伐採等の違反行為が監視員と内通の上であったことも明らかにした。結論として製鉄業への特権授与が続けば2~3年の内に森が壊滅すると警告した。この検証結果を受けて、1617年8月にキャッスルとキャロウの両委員は解任された。⁵⁸⁾

こうした国王側の検証が進むと同時に、地元民で副治安官を勤めるウィリアム・スロックモートンが、1618年初めに製鉄業者の不法伐採を告訴している。告訴を受けて、同年3月29日に国王は木材の伐採の中止を命じ、ブルックら製鉄業者と告発者スロックモートン双方の主張の検証を指示した。しかし、木材伐採の中止命令で、「国王の製鉄所」の操業は不可能となり賃貸契約は事実上失効し、賃借者=請負人は製鉄所を国王に返還した。

操業が停止し返還された「国王の製鉄所」は、1621年4月6日に、リチャード・チャロナーとフィリップ・ハリスの両名に7年間貸与されることになった。木材伐採の監視には、ジョージ・ハントリ、さらにウィリアム・ロールズ、子ロバート・トレスウェルが任せられた。この賃貸契約期間においても、賃借人=請負人の不法伐採(コードの過大サイズと木工職人への木材横流しなど)の嫌疑がかけられ、1623年イースター期(4月15日~5月8日)に法務長官コヴェントリが、チャロナーとハリスの両名を財務府裁判所に告訴している。訴えられたのは、賃借人=請負人と監視人双方で、訴因は不法伐採、樹木横流し、コードのサイズ割増等であった。裁判は24年ミクルマス期(11月2日~28日)に行われ、被告=賃借人(および監視人)敗訴の判決が25年1月に出ている。しかしこの判決の正式記録完了前に国王ジェームズが他界したため司法手続きが中断することになった。1627年10月になって、法務長官ヒースが前任者コヴェントリの告訴を引き継いだ。裁判は行われなかった。チャロナーとハリスが1627年末に、賃貸契約を自ら放棄し、「国王の製鉄所」が国王の手に帰ったため法務長官は訴訟を

58) Hart, *Royal Forest*, pp.95-97; Sharp, *In Contempt of*, pp.196-8.

取り下げたのである。監視人トレスウェルは解任されることなくお数年任に付いた。⁵⁹⁾

鉄鉱石という地下資源が豊富に存在し、旧来から製鉄業が存在していたのがディーン・フォレストの特徴であった。東部ウィールド地方ですでに進展していた旧来の鍛冶屋から溶鉱炉を持つ製鉄業への転換がディーンでも遅ればせながら進んだ。このことと国王政府の財政難打開とが結びつけられ、賃貸料目当てに製鉄利権が貸し出されることになった。しかし、ジェームズ期に、幾度も結ばれた「国王の製鉄所」の賃貸契約は一つを除いて中途破棄と更改を繰り返した。しかも多くの賃借者（請負人）は、国王からその違反行為を告訴されているのである。溶鉱炉・鍛冶炉は、膨大な樹木を食い尽くすものであった。契約以上の不法伐採は常態であった。樹木の木工業者への横流しも止むことなく、コピス地の管理も杜撰であった。賃貸契約の監視の任務に当たる委員も怠慢で、製鉄業者と内通して私腹を肥やした。また、製鉄業のフォレストにおける展開は、フォレストを荒廃させるものであったとともに、住民の慣習的共同権を侵すものであった。共同権は、燃料や建築用などの樹木の採木権に限らなかった。ディーンの住民は、地下資源の採掘権を慣習に基づく共同権として古くから享受していた。製鉄所の鉄鉱石独占と住民の採掘と販売の自由とが対立した。国王の財政政策としての製鉄利権の貸出策は、他のフォレスト以上に王権と住民の共同権とを鋭く対立させた。

五. チャールズ一世期、ディーンにおける製鉄・石炭・木材利権

ジェームズ一世のもとで始められた、ディーン・フォレストにおける製鉄利権貸出を初めとする種々の特権授与は、チャールズ一世に改まってから一層推進された。⁶⁰⁾ 一定の利権を一定

59) 1621年にチャロナーとハリスに賃貸し操業していた製鉄所は、パークランドの2つの鍛冶炉と1つの溶鉱炉、リドブルックの鍛冶炉・溶鉱炉各1つとキャノップの溶鉱炉と私人G. ヴォーハムから借り受けた溶鉱炉であった。25年11月に、その操業のあり方が告訴され、調査の結果、(木炭1ロード作るのに4.5コードを要すると計算して)年に12,000コードの割でそれまでに45,000コードを消費していたことが判明している。Hart, *Royal Forest*, p. 101; Sharp, *In Contempt of*, pp. 198-9.

60) チャールズ一世になってからの製鉄利権を含むその他の賃貸・授与には次のようなものがあつた。1625年にディーン内のスニードとキッドナルズのコピス地がトリストラム・フラワーに賃貸され、またホワイトミード・パークの4,000コードの木材を伐採して木炭にする権利がリチャード・キャッチメイに£800で認められている。1626年、住民は、これらの被授与者による木材乱伐の弊害は正を国王に請願している。このほかの賃貸・授与には次のものがある。1627年3月16日、A. キームとR. ウォーカーに、所定価格で羽目板(clapboard)用の木材を伐採する認可。1628年8月、モア等における£800相当の樹木を宮内官ウィリアム・マレーに授与。第3代ペンブルック伯に対して、28年12月に、木材授与を2,500コード追加。29年にさらに2,400コード追加。(これらはコードあたり1シリングでウィンターの製鉄所に販売された。第3代ペンブルック伯は29年9月にトレント川以南のフォレスト主席判事となったが30年4月に他界し長期にわたる監理官職を終え息子フィリップ・ハーバート、モンゴメリ伯が引き継いだ。) 29年、トーマス・プレストンにピッグスレイド等のコピス地を賃貸。30年6月、国王侍者ジョン・ダンカムに樹皮に授与。31年2月、ジョン・パウエルとその娘エリナ・ジェイムズに、根と切り株の取得権を授与。Hart, *Royal Forest*, pp. 104-5.

期間私人に貸与することは、フォレストに私的利用を導入するものであった。この利権授与によって、被授与者（請負人、賃借者）はフォレスト法の適用を免除され、フォレストはいわば虫食い状態になった。授与対象となったところでの森林荒廃は不可避であり、また同地で慣習的共同権を享受してきた「森の住民」は既得権を排除されこの「開発」に反発した。ディーンの特徴である豊富な鉱物資源は国王にその法的権原があるとされ、鉄鉱石が燃料用樹木と合わせて賃借者に製鉄利権に付随するものとして貸与された。こうした製鉄利権を初めとする特権授与は、フォレスト法の期間限定の「治外法権」を設けることで、フォレスト法の部分的でなし崩し的な解除とも言える。製鉄利権の貸出政策は、フォレストの財政的活用としてディーン特有のものであり、また議会からの財政的協力が困難な中で国王大権の活用による収入確保策、いわゆる「財政封建制」の一環であったことは繰り返し述べた。

製鉄利権の貸出政策は、賃借人に契約条件に限定されながらも「治外法権」を容認したため、「森の住民」が慣習的に行使してきた広範な共同権は排除されることになった。ディーンにおいては、鉱夫や木工職人などを含む小屋住の貧民が、フォレストにおける共同権に生計を大きく依存していた。かかる小屋住の貧民には、旧来的なものと、製鉄業の発展に引き寄せられた新しい移入民があり、前者ばかりでなく後者もフォレスト内の共同権の享受を主張し、フォレスト内利権貸出という国王の「開発」政策による共同権の削減に反発した。また、フォレスト内の共同権を主張したのは、小屋住の貧民（無産者）だけでなく大小の土地所有者（有産者）も同様であった。国王・利権被授与者・（土地所有者と小屋住を含む）「森の住民」の三者（ないし四者）が、それぞれ公収入・私的収入・慣習権を主張して対峙した。

(1) 「森の有産者」懐柔策

ジェームズ一世期と比べてチャールズ一世即位後の利権貸出はその規模が大きくなった。1621年に7年契約で「国王の製鉄所」がR. チャロナーとP. ハリスに貸し出されていたものが、1627年に中途破棄され、新たな募集がなされた。別稿で見たように、三者が競合的入札を行った。⁶¹⁾ ともに製鉄業者であるクロウとカール、それにミネラル・アンド・バタリ・ワークス会社関係（ブルック、マイン、ハケット）の三者であった。⁶²⁾ ディーンの治安官で王室執事卿第3代ペンブルック伯が第3の入札者の交渉代理人となって、契約を獲得した。「国王の製鉄所」を21ヵ年借受け、燃料用コードウッドをコード当たり6シリング8ペンスで毎年1

61) 酒井「フォレスト法復活」104-5頁。

62) Hart, *Royal Forest*, pp.102-3.

万コード取得する権利が付与された。その2ヵ年分の代金6,600ポンドが前払いとして支払われた。この後、直ちにこの利権はペンブルックから、ブルック、マイン、ハケットに又貸しされ、ペンブルックはコード当たり1シリング(年間500ポンド)をリベートとして得た。1年後の28年12月に、ペンブルックは同価格で年2,500コードの授与を受けている。これも借り受けた「国王の製鉄所」で用いられた。⁶³⁾ このほか、ディーンにおける有力地主ジョン・ウィンターは父エドワードから引き継いだ製鉄所を持っており、1627年3月15日の契約で、その燃料用として入手した年4,000コードに対して1,266ポンドの支払いをしている。⁶⁴⁾

こうした製鉄業のための燃料木の授与は、チャールズになって増加したが、この増加はそれに反比例して住民の利用する開放荒蕪地を減じた。樹木が伐採されコードウッドが取り除かれた跡地は、次の若芽を家畜から守るために通常9ヵ年間囲い込まれた。⁶⁵⁾ シャープは、チャールズ一世期当初の森林地授与の結果、5,000エーカーが囲込まれたとしている。⁶⁶⁾ 森林地授与の付帯条件として、フェレット(fellets)における小屋建設と、伐採予定地における「他所者」とりわけ製鉄労働者の居住が禁ぜられた。⁶⁷⁾ また同時に、鉱夫の慣習的特権に対する制約も行われた。ディーン内に鉱物採掘権を持つ鉱夫に対して、スピーチ裁判所において、治安官代理の許可をうけなければ採掘場用の木材の取得ができないとされた。加えて、改めてフォレスト内の鉱物のフォレスト外への持ち出しが禁ぜられ、「国王の製鉄所」以外への販売も禁ぜられた。

チャールズ即位直後の廷臣や役人に対してなされた王領地授与に、1625年のバッキンガム公異母弟エドワード・ヴィリアーズ卿へのマイルスコット・ウッズの授与と、大蔵卿ウェストンの秘書ジョン・ギボンズへのキャノップ・チェイスの授与がある。⁶⁸⁾ これらの授与には、土地囲い込み、木炭用木材の伐採、鉄鉱石採掘の権利付与が含まれていた。これによって、授与地における鉱夫の採掘権は排除されることになった。フォレストの至るところで採掘できる鉱夫の慣習的権利は部分的に否定された。このことはジェームズ一世期に言明されていた、土壌中の鉱物資源に対する国王の法的権原に一層の現実性を与えるものであった。

こうした王領地の授与や製鉄利権の貸出に伴う囲い込み地から排除される共同権者(「森の

63) Sharp, *In Contempt of*, p. 202, n. 1, 両契約は1628年12月12日に正式に承認された。

64) Hart, *Royal Forest*, p. 102. 注(40)参照。

65) Hart, *ibid.*, p. 107.

66) Sharp, *In Contempt of*, p. 202.

67) fellets は別に cants とも言われるコピス販売用地の分割地。通常1/8エーカー。James, *Dictionary*, pp. 30-1.

68) Hart, *Royal Forest*, p. 101.

住民)の不満を慰撫しつつも、同時に被授与者の権利を共同権者の反発から守る必要があった。財務府において、共同権者のうちマナー領主や自由保有者を抱き込み、新来の移入者を含む土地なし小屋住を切り捨てる分断策がとられた。国王は、フォレスト内土地所有者にその共同権の弁明を財務府への「不服申し立て (by bill of complaint in Exchequer)」によってするよう勧告した。この申し立てに対して、1628年2月11日に財務府から裁定が出され、これによってフォレスト内の土地所有者はその主張する共同権がはじめて法的認可を得た。主張する共同権は、慣習に基づくもので法的権原はないことは彼ら自身認めていたが、それがここにはじめて法務長官の承認した「裁定」において法的根拠を与えられたのである。共同権の行使についてスピーチ裁判所の調整に服することが条件とされたが、採木権・家畜放牧権・ブタ放牧権等の共同権が土地所有者については公的裏付けを得たのである。⁶⁹⁾ 土地所有者の共同権が法認されたことは、土地所有者以外の者はその共同権が法的認可を受けず、これまで通り慣習だけによる共同権は不安定なままに放置されることになった。財務府による共同権の法認は、マナー領主や自由土地保有者などのフォレスト内有産者を対象とするもので土地なし小屋住は除外された。ここに、国王側による「森の住民」分断政策が見て取れるとともに、財務府とフォレスト内有産者の内通と共謀が見て取れるのである。

国王は、有産者の共同権法認の見返りとして、フォレスト内において囲い込みをする国王の権利を認めさせ、その囲い込み地においては他の住民の共同権が消失するという合意を取り付けた。ジェームズ期には、有産者の共同権の主張に制約を加えようとして効果を上げ得なかったが、チャールズになって「1628年の裁定」によって王権と有産者の共同権の調停が図られることになった。土地なし小屋住を切り捨てることによってそれはなされた。王権と共同権の対立から調停への転換の好例は、ウィンター家の採木共同権の主張についてみられる。フォレスト内有力地主エドワード・ウィンターがジェームズ期に、自己所有の土地に付属するものとして採木権を主張した時、財務府裁判所はこれを否認した。⁷⁰⁾ しかし、同地を相続した子ジョン・ウィンターは、「1628年の裁定」によってその採木権を認められた。王権と共同権の調和がなったかのようなのである。しかし、現実には1631年春に大規模な反囲い込み反乱が起こっている。ハートはこの反乱について、「国王と共同権者双方の立場から満足のいく裁定が出され

69) 慣習的共同権が、財務府から法的権原が認められたことは、その喪失に対しては補償が必要となることを意味している。したがって、財務府裁判に関わったフォレスト内の有産者(領主をはじめ土地所有者)には補償が認められるが、無産者(一部例外を除く在来と新来の小屋住)は「新詐称者」として補償の対象とはならなかった。Sharp, *In Contempt of*, p.204; Hart, *Royal Forest*, p.104; idem, *Commoners*, p.21.

70) 注(40)参照。

て、フォレストの慣習を穏やかに享受する時代が来るだろうと人は期待していたであろうのに」と述べている。⁷¹⁾ シャープは、ハートそれに国王が31年反乱を意外のものとしたのは、慰撫されたはずの有産者がこの反乱の首謀者であると誤認したことによっており、反乱はなによりも、「1628年の裁定」で見捨てられた土地なし小屋住や鉱夫などの無産者の主体的な行動であった、としている。⁷²⁾

「1628年の裁定」によって、国王はフォレスト内有産者を抱き込んだ。国王と有産者双方が、自分たちが進める囲い込み地での無産者の共同権を排除する共謀的計らいをした。31年の反囲い込み反乱において、有産者ウィンターは、レディ・スキミングトンに指導される暴徒の鎮圧に自ら積極的に乗り出している。国王と内通する有産者が無産者を弾圧したのである。ウィンターは、この働きによって、34年の復活エア裁判におけるフォレスト内違反行為に対する料料の大幅減額という褒章を受けた。⁷³⁾ 財務府に不服申し立てをしたのは、有産者すなわちマナー領主や、自由土地保有者であり、身分的には騎士からヨーマンに亘っていた。この不服申し立てに答えた「1628年の裁定」は、共同権の真正の要求権を土地所有者に限り、土地なし貧民にはそれを認めなかった。小屋住などの土地なし貧民が排除されるとともに、鉱夫もその慣習権が「裁定」で認められることはなかった。むしろ「裁定」は、鉄鉱石の鉱脈が豊かな土地を囲い込んで鉱夫を排除するという効果を持った。31年の反乱の標的となったのは、製鉄所のためのコードウッド用囲い込み地とともに、鉱石豊富な囲い込み地であった。

エドワード・ヴィリアーズに授与されたメイルスコット・ウッドでは、1629年末に採掘場造成のために囲い込みと樹木伐採がなされた。しかし、「森の住民」がなお採掘と放牧を続けているという訴状が未亡人バーバラ・ヴィリアーズから出され、それに基づいて法務長官ロバート・ヒースは、有産者の所有の安全を図り、「1628年の裁定」に反する行動に出る住民を告訴した。住民は、これに対して、フォレスト内の荒蕪地において採掘権と放牧権を有するとし、「1628年の裁定」には拘束されないと反論した。係争中の31年3月に、メイルスコットなどで囲い込みを破壊する反乱が起こっている。500人以上の共同権者が、「ドラムを叩き旗を掲げて」1628年の反囲い込み反乱の主導者ジョン・ウィリアム（別名スキミングトン）に付き従って800パーチ（約4km）に及び新しく作られた生け垣を引き倒している。この時、メイルスコットでの採掘のために未亡人ヴィリアーズの代理人ジャイルズ・モンペッソンに雇われた「他所

71) 富岡次郎, 『前掲書』, 578-80頁. Hart, *Commoners*, p.24.

72) Sharp, *In Contempt of*, p.205. ディーン・フォレストの「1628年の裁定」と同様のものが、フェクナム・フォレストの「1630年の裁定」として出されている。酒井「フォレスト法解除」19頁。

73) 酒井「フォレスト法復活」111頁。

者」が地元住民から襲撃を受けた。この反乱に直面して、ヴィリアーズは軟化し、メイルスコット・ウッズにおいて「1628年の裁定」以前と同様に「国王の製鉄所」向けに自由な採掘をすることを鉱夫に認めた。この譲歩によって反乱は下火となった。⁷⁴⁾

フォレスト内での囲い込みに対する反発の基本は、囲い込みが開放地の減少すなわち放牧権と採木権と採掘権の削減となることに対する反対であって、この点は無産者はもとより「1628年の裁定」でその共同権の法認を受けた有産者にも共通するものであった。また種々の木工職人も、製鉄業用コードウッドを刈るための囲い込み地に矛先を向けた。こうした囲い込み地は、木工職人から貴重な材料確保の機会を奪うものであった。ただ、鉱夫の場合はやや特殊であった。政府は収入確保のために製鉄業の促進を図り、そのため鉄鉱石の需要を増やした。このことは鉱夫にとって望ましいことであった。しかしこれは、フォレストの至る所で自由に採掘できるという特権が維持されるならばのことであった。囲い込み地での採掘を行うにはその独立性を捨てて製鉄利権被授与者の被雇用者にならなければならなかった。政府は、ディーンにおいて鉄鉱石採掘と鉄生産との統合体を推進した。製鉄所に鉄鉱石を販売していた「自由鉱夫」は、製鉄利権被授与者の被雇用者にとって代わられることになった。「自由鉱夫」はその独立性喪失を拒んで被雇用者になるうとしなかった。製鉄利権保持者は、代わりに「他所者」の鉱夫を導入した。ジョン・ウィンターは自己所有の製鉄所を稼働するのにスタッフオードシャーから鉱夫を呼び寄せた。前述の通り、ヴィリアーズ夫人が被授与者であるメイルスコットでの採掘のために呼び込んだ「他所者」が、31年の反乱で襲撃の標的となっている。特権被授与者に賃金労働者として雇用されるものと、採掘法によって独立性を保持する「自由鉱夫」とでは、生活水準に変わりはない。ただ、「自由鉱夫」は、従来の独立性喪失を肯んじ得なかったのである。

ディーン開発のための王権の発動に対して、「森の住民」の採木権・放牧権や鉱夫の採掘権が対立をした。それを抑止するための財務府の裁定や指示は、強力な執行手段の裏打ちがなく空文に終わった。共同権を要求する新旧の小屋住などの「不法」行為に対処するとともに、製鉄利権の請負人による木材乱伐を抑止するなどの任務も、財務府のよくなし得るところではなかった。製鉄利権の貸出による公収入の確保と森林の保全と共同権者（「森の住民」）の慰撫。これらを同時に満足させることが前期スチュアート朝に重くのしかかった。事態を打開する方策が二つ考えられた。一つは、フォレスト指定解除であった。国王は指定解除によって（シカ狩猟はかなわなくなるものの）示談金や土地・木材の売却益を得、またフォレスト管理の負担

74) Sharp, *In Contempt of*, p. 207; Allan, 'The rising', p. 81; Hart, *The Commoners*, p. 25.

からも解放されることになる。また、抜本的流動化による開発と囲い込みが全面化し、「森の住民」の共同権は若干の補償地分与で一掃されることが期待された。ただ、ディーンには豊富な鉱物資源という特殊性があったため、フォレスト指定解除による私的開発が国王収入の機会を奪うという負の面も予測された。二つ目は、フォレスト法解除ではなく、逆にそれを復活強化する政策であった。フォレスト法とエア裁判を内実的と外延的の両面で復活強化するものであった。すなわち、フォレスト法の内実的強化によってフォレスト法や賃貸契約に対する違反を厳しく摘発し科料をかけるとともに、フォレスト法を外延的に拡大しその解消に対して示談金を取ろうとするものであった。

(2) エア裁判の復活

二番目の方策であるエア裁判復活・開廷は、ディーンでは1634年6月10に行われた。ホランド伯ヘンリ・リッチほか3名の判事が裁判に当たった。⁷⁵⁾ フォレスト内の違法行為の抑制策として、財務府裁判所が利権請負人(被授与者)に賃貸契約の中途破棄を強いて更改を繰り返すというやり方が行われたが、その実効性は高いものではなかった。これに比して、エア裁判は迅速で開廷期間わずか10日間のうちに、不法行為に対する科料を裁決した。これによって貧しい小屋住も富裕な請負人もその不法行為を抑止され、しかも科料収入が得られた。また、裁判の陪審員には、利権請負人に反発を感じている地元民が就いたことも効果があった。しかし、エア裁判による科料賦課も、次に見るように科料の大幅減額によって財政的価値は大きくそがれた。

別稿で見たとおり、1634年のディーン・エア裁判で科された科料総額は14万ポンド余であった。科料をかけられた人数は438人で、少数の富裕者と多数の貧者からなっていた。製鉄利権に関わったベイジル・ブルック、ジョージ・マイン、ジョン・ウィンターの3人は、国王との契約を超える樹木伐採と囲い込みを咎められた。キャノップ・チェイスの「授与」を得たジョン・ギボズは「授与」契約を超える囲い込みを罰せられた。この富裕な4人の科料総額は、79,000ポンドであった。しかし、被訴追人の抗弁によって実際には約1/5に減額された。⁷⁶⁾ この4人以外の科料総額は、55,000ポンドで、この内17,000ポンドが上記以外の製鉄業者や

75) 酒井「フォレストの縮小と拡大」、253-5頁、同「フォレスト法復活」109頁。

76) ハマースリは、製鉄利権被授与者の4人の科料額は、£89,869ポンドで(ギボズ=£8,600、ブルックとマイン=£59,039、ウィンター=£20,230)、その他の科料が£55,000としている。ただ、全体の科料総額を約£13万としているが、これは計算間違いで£142,869が正しいと思われる。シャープは、製鉄利権被授与者の4人の科料額を£79,000とし全体の科料額を£134,000としている。£79,000の内訳は示されていない。ハマースリの内訳を信ずるなら、科料総額は£142,869になる。本稿はこの

有力土地所有者など富裕者に向けられ、残りは多くの貧者の微罪（小屋の不法建築，不法伐採等）に対してかけられた。

エア裁判所は，フォレスト内の違法行為に料金を賦課しつつ，判事がフォレスト役人に指示を出してフォレスト秩序の混乱の是正を図った。フォレスト裁判所エアからの指示は次のようであった。⁷⁷⁾ 1. エア裁判は，鋳夫の主張する採掘特権の法的根拠を否認し，鋳夫のフォレスト外への鉄鋳石持ち出しと「国王の製鉄所」以外の製鉄所への販売は禁止する。2. 小屋住のフォレスト流入を防ぐため，製鉄所の雇い人が居住していない小屋は壊す。流入者がたむろする無許可の居酒屋を取り締まる。3. 木皿職人，板紙職人，ショベル職人，鞍職人，ろくろ師などの木工職人は，国王の木材を盗み破壊し各自の用途に用いるため木材を私物化しており，よってディーンでの居住を禁止する。4. 製鉄業者の伐採とコード化を厳正に監視する。5. 共同権者の採木権はスピーチ裁判で調整する。これらの指示は，財務府のこれまでのものと内容的に変わったものではなかった。それは，製鉄利権の契約厳守を求めているものの，多くは外部からの流入者を含め土地を持たない小屋住などの貧しい住民を規制することを狙ったものであった。これに対して，有産者（伯爵，エスクワイア，ジェントルマン，ヨーマン）から出された 120 件に及び採木権・放牧権等の共同権の確認要求は，エア裁判の判事によってすべて認められている。共同権の法認を受けた有産者は，その違反行為に料金をかけられはしたが，料金は大きく減額されている。料金は減額され共同権は法的に認められた有産の共同権者はエア裁判の受益者という面も持っていた。共同権はおろか居住も認められなかった無産者との対照は明白であった。

エア裁判後，国王はフォレスト内資源の開発に拍車をかけた。1627 年契約のブルックとマイン（後にウィンターに「持分」を売却）の「国王の製鉄所」の賃貸が，エア裁判後ともに自発的に放棄された。この 3 名はエア裁判で高額料金をかけられており，その減額を願って契約を放棄したのである。35 年に賃借放棄後の新たな入札交渉がなされ，厳しい入札競争によってコード当たりの価格は 6 シリングから 11 シリングへつり上がった。結果，36 年 7 月 12 日に，「国王の製鉄所」と 12,000 のコードウッドとが，21 年間，年レント 6,600 ポンドでベインナム・スロックモートンとベイジル・ブルックに貸し出された。⁷⁸⁾

数字をとった。G. Hammersley, 'The revival of forest laws under Charles I', *History*, 45 (1960), pp. 96-7; Sharp, *In Contempt of*, pp. 209-10. 酒井「フォレスト法復活」113 頁。

77) Sharp, *ibid.*, p. 211.

78) Sharp, *ibid.*, pp. 211-2; Hart, *Royal Forest*, pp. 116-8, 酒井「フォレスト法復活」111 頁。

(3) 石炭採掘権

フォレスト内資源の開発は、鉄鉱石と木材に止まらず、石炭にも触手が伸ばされた。従来の「国王の製鉄所」の賃貸契約では、鉄鉱石を自ら採掘する権利があるいは鉱夫から購入する権利が盛り込まれていたが、石炭採掘については曖昧であった。法的には、王領地の石炭は鉄鉱石と同様国王に属しその裁量に委ねられることになっていた。ただ実際に、「国王の製鉄所」の請負人への利権授与の中に、石炭採掘権が含まれるか否かという点が問題化したのは、1635年に廷臣エドワード・テリンガムから、ディーンの石炭坑の使用特許が願い出された時であった。テリンガムは、「国王の製鉄所」の請負人は製鉄において石炭を使用しないから石炭坑の「授与」は、製鉄所請負人の「授与」を侵害するものでないとしてその要求をした。国王側の見解は、製鉄利権の請負人（賃借人）は現存の鉄鉱坑から石炭を取ることには認められるが、新たに掘った鉄鉱坑から石炭を取ることと石炭坑を新たに掘ることは認められない、というものであった。鉱夫は鉄鉱坑から得られる石炭に対して確たる法的権利は持っていないものの現実にはそれを採掘し販売もしていた。鉱夫の石炭採掘と販売に関して国王は放免するだけで、そこから収入を得ることはなかった。⁷⁹⁾ こうしたなかで、1636年に、ディーンの王領地におけるすべての石炭坑と採石場を31ヵ年間テリンガムが賃借する契約が結ばれた。本来国王に法的権原がある石炭について、採掘権の賃貸という形で収入を得ることになった。

石炭採掘の独占権がテリンガムに賃貸されたにもかかわらず、鉱夫はディーンにおいて鉄鉱石とともに石炭の採掘を止めることはなかった。鉄鉱石もその「国王の製鉄所」以外への販売やフォレスト外への持ち出しはエア裁判以前と同様続けられていた。「自由鉱夫」のこうした活動の規制を求める請願が政府に出された。1636年に、テリンガムの要請を受けて法務長官ジョン・バンクスは、鉱夫を財務府裁判所に告訴する常套の措置をとった。テリンガムへの石炭採掘権の授与以降、鉱夫が1,000トンに上る石炭を採掘しテリンガムの権利を侵犯している、というのが告訴内容であった。⁸⁰⁾ 告訴に対して鉱夫たちは、「採掘法」に基づいて、ディーンすべての土地で鉄鉱石と石炭を採掘できる権利があると反論した。翌37年に、この財務府での裁判で被告とされたものを含む多数の鉱夫が、テリンガムの石炭採掘場を襲いそこを焼き払うという挙に出ている。続けられていた裁判は、38年なかばに結審し、国王勝訴、鉱夫敗

79) 国王の収入は鉱夫のガヴェラーへの支払金だけであった。Sharp, *In Contempt of*, p. 212.

80) Sharp, *ibid.*, p. 213, n. 34. この裁判で、ウィンターも被告人となったが、訴因は鉱夫たちとは異なっていた。ウィンターに対する訴因は、ディーン南部リドニーからテリンガムの活動を排除したというものであった。リドニーは、自己の所有地であってその石炭坑はテリンガムの賃借契約の対象外であるとウィンターは主張した。鉱夫たちへの告訴は結審したがウィンターの告訴は結審しなかった。

訴の判決が出された。鉱夫には全般的な採掘権はなく、王領地の鉱物は国王に権原があるという34年のエア裁判で確認されたことがこの裁判でも再確認され、鉱夫がフォレスト内で自由に石炭坑を作ることが禁ぜられ、テリンガムの独占権は認められた。しかし、鉱夫は、この裁判所の裁定もテリンガムの賃貸契約も無視して採掘を続けた。裁判所は、採掘を続ける鉱夫の逮捕に踏み切ったが、この時逮捕された者のうち当該訴訟の被告であったものは僅か一人であった。裁判で鉱夫の「不法」採掘を現実に止めさせるには、フォレスト内の鉱夫一人一人を名指しして裁判を繰り返すしかなかった。テリンガムは、こうした事態に業を煮やし1640年5月にその賃貸契約を放棄した。⁸¹⁾

(4) ウィンターへのディーン・フォレストの一括貸与

エア裁判の復活によっても、製鉄所賃借人や「森の住民」による森林荒廃は止むことがなかった。賃借人の契約を超える伐採や「森の住民」の慣習的共同権の「過剰」行使は止むことがなかった。エア裁判によるフォレスト内不法行為への科料賦課が、森林保護に大きな効果を持つことはなかった。ただ、1634年のエア裁判復活の真意は、フォレスト法の内的厳格化と外的拡大(とその示談)による国王収入の確保であった。時あたかもチャールズ一世の無議会・親政期であった。議会の非協力を前提に財政的困窮に立ち向かわねばならなかった。国王私財の挽回強化策である財政封建制が展開された。「緑と肉」の保全を目的とするフォレスト制度を公収入取得の手段として利用することが図られた。製鉄利権の貸出による賃料収入もエア裁判(フォレスト法)復活による科料と示談金収入も「国王私財」の補強を目指したものであった。

フォレスト内に増大する土地を持たない新旧の小屋住の無産者を切り捨て、有産者(土地所有者)の共同権を認めるという分断と抱き込みの政策がとられたが、フォレスト内で古くから行われていた「開拓と浸食」の摘発と科料賦課は、有産者の不満をかき立てずにはおかなかった。⁸²⁾ 有産者の共同権を認めて慰撫する面と科料賦課による搾取という両面を持つ政策展開は矛盾していた。抜本的な改革は、フォレスト法の復活ではなくその全面的廃止(disafforestation)によって、私人による賃借と開発に共同権対策と財政収入問題を一挙に委ねることであった。かくして1639年3月に、フォレスト内の有力地主にして製鉄業者であるジョン・ウィンターに、ディーン全体を指定解除したうえで「授与」する提案が出された。⁸³⁾ まず、即金で

81) Hart, *Free Miner*, p. 194.

82) 開拓地・浸食地の摘発について次を参照。酒井「王有林・売却・「開拓地」摘発」熊本学園大学論集『総合科学』17-2(2011)。

83) 酒井「フォレスト法復活」115-7頁。

10,000 ポンド、次に 6 ヶ年に亘って年 16,000 ポンド計 96,000 ポンドを支払い、さらに 20,000 ポンドを利率 8% で貸付け、しかも年賃借料 1,950 ポンドを支払う、という条件でディーン全体を授与する。加えて、石炭と鉄鉱石のすべての鉱坑と採掘権と海軍用に指定されたもの以外の樹木を与える。3,000 エーカーに上る既存のコードウッド授与・製鉄所賃貸その他の契約は期限が切れるまで有効で、期限切れ後はウィンターが取得する。⁸⁴⁾ 以上のような内容を持つウィンターへの「授与」は、10 万ポンドを超える一時金と僅か 2,000 ポンド弱の年地代でディーン全体を譲渡する単純封土権の授与の形がとられ、「事実上の売却」であった。⁸⁵⁾

こうしたウィンターへの高額「売却」案に、財政逼迫の国王は飛びついた。そして、ディーン・フォレストの全面的指定解除とウィンターへの授与が具体的に実行に移された。ディーンにおけるフォレスト指定解除は、1639 年 5 月 16 日に財務府から、共同権喪失の補償地を分配する特別委任状が出されて始められた。共同権喪失者に対する補償地として 4,000 エーカーが充てられた。⁸⁶⁾ 残りの 18,000 エーカーが、一切の共同権から免れたかたちで被授与者ウィンターの手に渡るようになった。既存の賃貸契約地 3,000 エーカーの土地は、ウィンターへの授与から除かれた。指定解除に当たる財務府特別委員と共同権者との間で合意が取り付けられ、224 名がこれに同意した。224 名のものは、ウィンターその人も含むマナー領主や土地所有者、すなわち有産者からなっていた。土地なし小屋住などの無産者は当然除外された。1640 年 1 月 31 日までに、フォレスト指定解除とウィンターへの授与の確認が完了した。⁸⁷⁾

224 名中 21 名がこの結果に不満を持った。1634 年のエア裁判でかれらの共同権は法的確認を受け、フォレスト指定解除をすれば喪失する共同権には補償がなされなければならないことになっていた。21 名のものが不満をもったのは、フォレスト指定解除そのものでなく補償地の少なさについてであった。訴えは出されたが裁判所の決定は動かなかった。

ディーンをフォレスト解除し、共同権者には補償地を与え、残りの大半の土地がウィンター

84) Hart, *Royal Forest*, pp. 124-5.

85) ディーン全体のフォレスト指定解除とウィンターへの賃貸を決めたのは、一つにウィンターへの授与が高額一時金と賃借料をもたらすものであったからであるが、ディーンが、かつてスペインから「軍艦用材の最大倉庫」と恐れられたにもかかわらず、森林資源地として劣化しているという認識が一括賃貸を促した、とシャープは述べている。ディーンには船舶材と建築材が豊富でワイ川とセヴァーン川を利用して水上輸送が可能である、とする楽観論もあったが、ディーンの樹木は船舶用・建築用に不適合で、プリストルへの水上輸送もコスト高であるとする悲観論の方が強かった。またフォレスト内の製鉄所が、年間 16,000 コードの木材を消費すれば 20 年以内にコードウッドは消尽されるという計算もなされた。もとより科学的林業 silviculture などなかったため、この時点で資産価値は低いものと見なされた。Sharp, *In Contempt of*, p. 216; Hart, *Royal Forest*, p. 122. 注 (13) 参照。

86) Hart, *ibid.*, p. 123.

87) Sharp, *In Contempt of*, p. 217.

に授与された。ディーンのほぼ全体を共同権から解放されたかたちで賃借したウィンターは、所有の安全と自由な開発を存分に享受しうるかのようであった。しかし、1641年、「森の住民」は反乱を起こし、ウィンターの取得地の囲いを12マイルにわたって打ち壊した。⁸⁸⁾ 反乱は、土地なし小屋住などの貧民層によるものであった。共同権者への補償地として4,000エーカーが充てられたが、有産の共同権者にも補償地の少なさに不満を持つものがいた。無産の貧民層についてはなにを言わんやであり、補償地がまったく配分されなかったかされたとしても僅少であった。⁸⁹⁾ 鉱夫もまた他の無産者同様に、補償を受けることなく採掘権を奪われた。種々の木工職人は材料の取得が困難になった。燃料材、建築材についての採木権や牛・羊・豚などの放牧権、それに鉱夫の採掘権、これら無産者の生計を支える不可欠の共同権が、フォレスト指定解除によって奪われることになった。その補償は、有産者には不十分な形でなされ、無産者には皆無に等しかった。

財務府の「1628年の裁定」によって、有産者の共同権主張は法的承認を得、無産者の共同権主張は法の外におかれた。そして、国王のものも私人のものも、囲い込み地は一般住民の共同権行使から免れた。被授与者(賃借者、請負人)および土地所有者は、安全な所有を享受できるようになるはずであった。34年のエア裁判でも、有産の共同権者はその共同権を認められた。フォレスト指定解除がなされても、共同権の法的承認を得た有産者には、量的に不満があっても補償地配分がなされた。しかし、共同権が慣習に依拠するだけで法認されなかった無産者には補償はなされず、生計は直ちに危殆に瀕した。

共同権の法認によってフォレスト内の土地所有者 = 有産者を抱き込んだとしても、排除された小屋住や鉱夫などの無産者は慣習に基づく共同権の行使を止めなかった。フォレスト指定解除による単純封土権の授与 (= 事実上の私有化) と開発による公収入確保という国王の財政政策とフォレスト貧民の共同権とはなおも衝突せざるを得なかった。ディーン全体のフォレスト法解除とウィンターへの一括授与は、鉱夫の採掘権や貧民の採木権・放牧権の行使という「不法行為」を排除する課題を、国王から私人へ転移するものであった。国王が失敗したところで成功することが被授与者ウィンターに期待された。しかし、はやくも1641年に「森の住民」の反乱が起き、しかも清教徒革命の内乱になだれ込む危機の中、42年3月に長期議会によってウィンターへの一括授与は終止された。恒久的と考えられたものが18ヵ月で破綻した。⁹⁰⁾

88) Sharp, *ibid.*, p.218. 富岡次郎『前掲書』, 610頁。

89) 酒井「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除」熊本学園大学『海外事情研究』36-2(2009), 17頁。

90) 酒井「フォレスト法復活」104-5頁。Hart, *Royal Forest*, p.169.

小 括

イギリス国王財政の経常費は「国王私財」で賄うべしという国王自活原則の遵守が16世紀以降困難になり、減価する「国王私財」を反転増収させるための財政封建制が展開された。フォレストの財政的活用も、財政封建制による「庶子的収入」確保策の一つであった。フォレスト(法)は「緑と肉」すなわち樹木とシカの保護を目的とするもので、その法に服する代償として「森の住民」には採木権・放牧権という慣習的共同権が認められた。他のフォレストと異なっており、ディーン・フォレストでは樹木とともに鉄鉱石や石炭などの地下資源が豊かであり、国王がその領有権を主張する一方で、「森の住民」も採木権・放牧権と同様の慣習的共同権として採掘権を享受していた。国王は「国王の製鉄所」を燃料木伐採権と込みで貸出し公収入の確保を図った。これは困い込みの進展を伴っており「森の住民」の慣習的共同権を侵犯した。そのため、住民は製鉄利権貸出政策に反発した。国王は財務府とエア裁判を通じて、大小の土地所有者には共同権喪失の補償地を分与し、土地なし小屋住は切り捨てるという「森の住民」分断策で乗り切ろうとした。これは成功せず、「森の住民」の共同権行使は止むことなく続けられた。製鉄利権取得者を含む土地所有者はフォレスト内の共同権の法認を受けるという宥和策に浴したが、他方でエア裁判のフォレスト法復活強化によって、土地なし貧民と共に、それまで既得権となっていた「不法行為(乱伐・開拓・浸食・隠匿)」に科料をかけられた。加えて、再フォレスト化解消の示談金の支払も強いられた。有産者は共同権を認められて馴致される一方で、科料賦課によって搾取されるという矛盾した政策展開を経験した。馴致と搾取の狭間で多くの土地所有者は国王への忠誠心を冷却させていった。共同権喪失の補償も受けられない土地なし貧民の不満は言うに及ばずであった。国王は、土地所有者への中途半端な政策をとりつつ財政収入確保と共同権者慰撫をともに満足させなければならなかった。しかし、これはかなわず、万策尽きて、ディーンをフォレスト指定解除して最有力地主ウィンター一人にそれを一括授与した。この「解決策」に対しても、地に生えたような共同権者の実力的反発はなお続発し、一括授与策は長期議会において破棄された。このようにフォレスト(法)は、16世紀と17世紀前半の財政封建制展開の中で焼尽の前の燃え盛りをし、その後は財政史的意義を失っていく。

(2012, 10, 11)

Summary

Dean Forest, 1603-1640
—conflict between the grant of royal ironworks
and the claim of common rights—

The forests of 17th century England were divided into two types, namely 'the reserved forests' which were fit for hunting and 'the remote forests' which were not. The later were disafforested, requidated and developed for improving the crown income. Although Dean Forest was not fit for hunting and remote from London, it was not disafforested because of the abundant resources of iron ore and coal. Stuart kings alleged to have the title of these underground resources, and intended to exploit them for financial cause. They took the policy to lease or grant the royal ironworks together with timber for fuel. The policy was a phase of fiscal feudalism which improved king's income by exercising the prerogatives. But it encountered the clam of common rights of forest inhabitants. These ware estover, common of pasture and mining right which had been exerted for a long time in the forest. This essay surveys the conflict between royal prerogatives and common rights in Dean Forest.